

## 文部科学省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏えた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏えた提案団体からの意見
							区分	回答	
78	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止		<p><b>【支障事例】</b> 有効期間を設定することにより、5年後の事業継続が確保されないため事業の安定的運営が難しい、また保護者も「途中退所を求められるかも知れない」と不安に思うなどの支障がある。</p> <p>改正による効果】 保育所型のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃し、更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図る。</p>	就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条	兵庫県 内閣府、文部科学省、厚生労働省 【共同提案】京都府、大阪府、和歌山县、鳥取県、島根県	C 対応不可	保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより保育に欠ける子どもの利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされています。	以下の点から有効期間を設定する必要性はないと考えるため、それぞれについて、厚生労働省等、関係府省の見解を求める。 ①新制度では、保育所から保育所型認定こども園だけではなく、幼保連携型認定こどもの移行も可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定のものであることを示す。 ②特に新制度では、潜在的ニーズと現行の利用状況を踏まえ、地域における将来の保育需要を予測して量の見込みを把握し、それに応じる確保方策を定めた市町村計画に基づき保育等のサービスを提供することになるため、「保育に欠ける子ども」を受入れる体制を圧迫はしないこと	
92	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止		<p><b>【制度改正の経緯】</b> 本事務は、市立高等学校とともに、地方分権第三次勧告で「認可を許容する」とされたが、今回の第4次一括法で、高校・中等教育学校については、設置認可権限が指定都市に移譲されることになった。これにより、幼稚園・小・中・高等学校・中等教育学校を市が設置する場合、県の認可が不要となる。また平成29年度には(特別支援学校(小・中学校部)の教職員を含めた)県費負担教職員の定数割等も指定都市に移譲されることになり、特別支援学校についても、学級編成や教職員の配置の面では指定都市が権限を持つこととなる。 〔参考〕 市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要となるが、規制緩和により都道府県の届出制とする。</p> <p><b>【支障事例】</b> 市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み 〔参考〕 市立の高等学部等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み</p> <p>〔実現した場合の効果〕 特別支援学校の設置認可権限の規制緩和により、幼稚園から高等学校までの設置、教職員の配置について、総合的な施策を展開することを容易となるとともに、より地域のニーズに応じた特別支援学校の設置を迅速に進めることができることが可能となる。 〔次回勧告以降の事情変更〕等は別紙のとおり</p>	学校教育法第4条第1項第2号	文部科学省 新潟市	E 提案の実現に向けて対応を検討	特別支援学校については、各障害種別に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とするところが適当であるとかく、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されているこの点、先の第4次一括法で設置認可権限が移譲されることはなったが、高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学校・中学校部を含めて設置されることが多いことに留意が必要。	特別支援学校に求められる高度な専門性については、新潟市が以前より、特別支援学校(小中学校部)を設置していることや、市特別支援サポートセンターの運営等を通じて、専門性を十分備えていると考えており、幼小中高の区間に関わらず、特別支援学校の認可を届出にすることを求める。	
289	市立総合支援学校(特別支援学校)の設置の際の都道府県の認可について廃止		<p><b>【支障事例】</b> 学校の位置・管理は市が行うが、設置等(分校の設置、分校の本校化等を含む)に当たっては、京都府(都道府県)の認可が必要となっている。</p> <p>この例として、京都市立丘守台合併支援学校(東山分校・高等部のみ設置)の開校(平成25年4月開校)に当たり、学校(分校)の設置のための認可申請及び学校の新設のための認可申請を学校教育法施行規則第7条の規定に基づき京都府に事前に(平成24年3月)提出及び許可を得る手続を行っており、申請に当たっては申請書類だけでなく、当該校舎の図面や関連規則の整備状況などを記載する書類を事前に提出する等の必要があった。</p> <p>上記の例のような事前に認可申請に係る事務上の負担やスケジュールの簡略化を図ることができ、スマートな事業進捗・行政運営につなげることができる。</p> <p>また、教職員配置について、既に認可の決定時期が遅延するなどの事態が生じた場合に、特別支援学校の教員配置、校種間異動など総合的な人事異動を行う上で計画的に実施できないなどの支障をもたらす可能性がある。</p> <p>なお、指定都市の設置する高等学校の設置に係る手続については、平成26年5月28日に発令した第4次一括法において、都道府県の「認可から都道府県への「事前の届出」へと見直されている。</p>	学校教育法第4条学校教育法施行規則第3条～第19条	文部科学省 京都府	E 提案の実現に向けて対応を検討	特別支援学校については、各障害種別に対応した教育に求められる高度な専門性等に鑑み、都道府県単位での設置管理を基本とするところが適当であるとかく、学校教育法第80条により、都道府県にその設置義務が課されているこの点、先の第4次一括法で設置認可権限が移譲されることはなったが、高等学校等とは事情が異なること、また、特別支援学校は義務教育段階である小学校・中学校部を含めて設置されることが多いことに留意が必要。	このため、各都道府県内における特別支援学校の設置廃止等については、本来の設置責任を負う都道府県において最終的な判断を行えるよう改める観点から、都道府県教育委員会の認可によるものとしている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		
			意見	意見		区分	回答	
788	保育所型認定こども園に規定されている認定の有効期間の廃止	保育所型認定こども園の認定の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例による補正を許容するべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	O 認定の取消等の手続きも整備されている上に、新制度の下で自治体が作成する「子ども・子育て支援事業計画」によって保育ニーズの予見可能性も向上しており、有効期間は廃止すべきである。それでもなお有効期間が必要であるとする特別の理由はあるのか。 ○ 提案団体からは、事業者にとっての中長期の運営見通しや入居児童の保護者にとって不安をもたらしているとの実際の支障事例も示されている。 ○ 本規定の適用実績等の自治体の運用状況や認定こども園の意見を調査した上で、有効期間がなお必要ということであれば具体的に示されたい。	C 対応不可	幼保連携型認定こども園の有効期間がないこと及び新制度において市町村計画を定めることにより、保育所型認定こども園において「保育に欠ける子どもの」の利用が制限されるおそれがなくなるとは言えないと考えている。 なお、自治体の運用状況等については、調査中である。		
92	市立の特別支援学校の設置について都道府県の認可制度の廃止	市立の特別支援学校を設置する場合、都道府県の教育委員会の認可が必要となる規制緩和により都道府県の届出制とする。 参考：指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	第4次一括法により、指定都市立高等学校的設置の認可が廃止されたことを踏まえ、指定都市立特別支援学校の設置の認可も廃止するべきである。	【全国市長会】 提案の実現を求める。 ただし、特別支援学校の設置等に関しては広域での調整が必要であることから、移譲後も、引き続き道府県と緊密な連携が図られるよう必要な措置を求める。	特別支援学校の設置義務を負っている、指定都市のある道府県や、指定都市において問題ないと確認できたので、指定都市による特別支援学校の設置に係る都道府県の認可を届出に改正するよう、法制的に措置すべきではないか。	A 実施	全国知事会及び全国市長会等の意見を踏まえ、指定都市による特別支援学校の設置における都道府県教育委員会の認可を事前の届出に改めるため、学校教育法(昭和22年法律第26号)を改正する。	
289	市立総合支援学校高等部の設置について都道府県の認可の廃止	市立総合支援学校高等部の設置について都道府県の認可を廃止し、都道府県への事前の届出制とする。 参考：指定都市立の高等学校等の設置に係る都道府県教育委員会の認可については、第4次一括法により廃止済み	第4次一括法により、指定都市立高等学校的設置の認可が廃止されたことを踏まえ、指定都市立特別支援学校の設置の認可も廃止するべきである。	【全国市長会】 提案の実現を求める。 ただし、特別支援学校の設置等に関しては広域での調整が必要であることから、移譲後も、引き続き道府県と緊密な連携が図られるよう必要な措置を求める。	特別支援学校の設置義務を負っている、指定都市のある道府県や、指定都市において問題ないと確認できたので、指定都市による特別支援学校の設置に係る都道府県の認可を届出に改正するよう、法制的に措置すべきではないか。	A 実施	全国知事会及び全国市長会等の意見を踏まえ、指定都市による特別支援学校の設置における都道府県教育委員会の認可を事前の届出に改めるため、学校教育法(昭和22年法律第26号)を改正する。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
600	高等学校等学費支援金制度に係る認定等事業の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲	都道府県が行う市町村立高等学校等の就学支援金の支給権限を、各校の設置者等に委託するなどして、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を求める。	<p><b>【支障事例】</b> 都道府県立高等学校生徒に係る高等学校就学支援金の認定申請審査や支給市立高等学校の支給業務について、法律・学校設置者を基準して都道府県に申請等をすることとなっているため、学校設置者(京都市)と認定権者(京都府教育委員会)とで、所得基準基準控除性・加算支給基準の該当性の確認又は判定を行うなど、二重の審査となっている状況がある。</p> <p>就学支援金は、授業料に充當するものであるため、各高等学校等と学校設置者間に認定等の権限が完結することで十分足りると考えられたため、都道府県は、同支給金の支給等について、財源も含め、各校の設置者である指定都市・中核市への移譲を提案する。</p> <p>また、現在、都道府県における事務(所得確定事務等)については、学校設置者と外部団体等の委託可能となるが、都道府県により認定申請の問い合わせ窓口が異なるためでは都道府県教育委員会、B県では設置者である市町村立高等学校等の兄弟姉妹校が異なる都道府県立高等学校に通う就学支援者等にどうぞかりにかかるなど、また、毎年都道府県において委託契約の終結事務や、受託者への就学支援金の支払い事務が発生し労力となることから、法改正により全国的に対応することを提案する。</p>	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 第4条、第6条、第8条、第11条、同施行規則第3条、第4条、第8条～第12条	京都府、兵庫県	文部科学省	E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>就学支援金の支給事務については、事務負担の分担の観点から、都道府県側の意見のみを採用して、直ちに結論を出すことは不適当であり、指定都市・中核市側の実情を把握し、それらの意見を踏まえながら検討を行う必要がある。</p> <p>今般の提案については、指定都市や中核市の意見を御確認いただき、業務等に差し支えがないことで確認できた場合には、必要な対応を検討することとしている。</p> <p>なお、就学支援金の支給に関する事務は、既に、現行制度上、その一部を各学校の設置者その他当該事務を適正かつ確実に実施することができるものに委託することができます(法施行規則14条)。事務負担の分担という要請があれば、都道府県・指定都市間の協議の上、事務の一部を指定都市に委託することも可能となっています。</p>	<p>地方分権の趣旨を踏まえ、文部科学省回答のとおり進めていただきたい。</p>	
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施できるように、子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりのある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等を踏まえて総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が発生する。	<p>森のようちえんとは、自然体験活動を基盤にした子育て・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広く見られているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育て支援事業制度の枠組みがない。</p> <p>そのため、市町村の子ども・子育て支援事業計画(法第61条)において、広がりのある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等を踏まえて総合的な子ども・子育て支援のための計画にならないという支障が発生する。</p> <p>1980年に登場してから、世界で広がり、北欧等では制度化も進む、公的保育や専門的保育の実施が求められる「森のようちえん」の運営費補助制度について調査を行ったところ、「森のようちえん」における幼児の健達について調査を行ったところ、「森のようちえん」の運営費補助制度について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。</p> <p>この「森のようちえん」は地域子ども・子育て支援事業のひとつとして確立することになれば、都市部ではない、自然豊かな地域の特色を活かした子育て支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。</p>	子ども・子育て支援法第59条、61条(児童福祉法第6条)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	鳥取県、徳島県	C 対応不可	<p>「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業についても、現行の対象事業の要件を満たせば国庫補助の対象となる。</p> <p>地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が認定されており、新たな事業の追加や要件緩和等で法改正等が必要である。</p> <p>国庫が投入される地域子ども・子育て支援事業には、法令上位置づけられた要件が適用されるが、本県では、平成22年度から、官民協働で「森のようちえん」を始めた目的で、市町村から移住して来る世帯が増えているなど、地方の活力再生にも繋がるものである。このように地方創生に資する特色ある取り組みについて、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業において、新たな事業として追加又は要件緩和することにより、各地域が必要と考える事業を行うことができる仕組」すべき。</p>	<p>現在活動中の「森のようちえん」は、施設基準などによって、現行の対象要件を満たすことができないところが大部分である。全国的にも「森のようちえん」は年々増加しており、現在、40都道府県で130近くの団体が活動している。</p> <p>当県では今後、認証制度を創設して、「森のようちえん」制度の普及・確立に努めているところであるが、一方で基準を満たさない保育施設は少なからず存在する。そのため、様々な子育て支援の形態に対応し、地域の子育ての行政に対する柔軟な対応を図るために、市町村が運営する施設の「子育ての行政的な地域資源を活かして育てる子育て・教育活動」なども子どもの伸びやかな成長を支えるだけではなく、「森のようちえん」を目的とした市町村から移住して来る世帯が増えているなど、地方の活力再生にも繋がるものである。このように地方創生に資する特色ある取り組みについて、子ども・子育て支援法第59条に定める「地域子ども・子育て支援事業において、新たな事業として追加又は要件緩和することにより、各地域が必要と考える事業を行うことができる仕組」すべき。</p>	
	土木工事等に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条に規定する工事の実施、発掘調査の実施等その他必要な事項の指示)について、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	<p><b>【制度改正の経緯】</b> 埋蔵文化財包蔵地として周知されている土地を開発しようとする場合には、施工者から文化財保護法第93条または94条の届出・通知が市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会へ進呈し、審査後、市町村教育委員会を経由して通知することになっているが、文化財専門職員を有し権限移譲を希望する市町村においては当該市町村教育委員会で実施できるよう届出の受理や通知に関する権限を移譲する。</p> <p><b>【具体的な支障事例】</b> 本件に係る事務処理は、本市の意見を附して都道府県に進呈し、都道府県教育委員会へ提出し、審査後、市町村教育委員会を経由して申請者に返却するための文書作成に時間を要する場合が多く、「もう少し早く通知がほしい」との要望もある。</p> <p><b>【制度改正による効果】</b> 都道府県教委への意見書を作成するための期間や同教委への進呈及び同教委から市町村教委への通知にかかる期間の短縮が見込まれ、少なくとも1週間程度の短縮が期待される。</p>	文化財保護法第93条及び第94条、文化財保護法施行令第5条	文部科学省(文化庁)	新潟市	C 対応不可	<p>各都道府県の条例において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条第1項に基づく事務処理の特例を定めることにより、法令改正を伴わざるも現行制度で個別に対応が可能である。</p> <p>(参考) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百四十九号)(抄) (参考) 事務処理の特例</p> <p>第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することことができる。この場合においては、当該市町村が処理することとした事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。 2~10(略)</p> <p>当該事務を含め、文化財保護法及び同法施行令においては、都道府県、指定都市、中核市又は市の教育委員会が行う事務が、文化財の価値を与える程度や文化財保護に係る体制整備の状況に応じ、平成11年のいわゆる地方分権一括法において体系的に整理の上明確に区分されていることから、個別の自治体に対する移譲について、法令改正による対応はできない。</p> <p>また、埋蔵文化財についての権限は、平成12年の政令改正により、包括して都道府県に委譲されており、新道府県の市町村の体制についても把握する必要となっている。希望する市町村に対して、権限を委譲していかの判断は、意義的には県が行うべきであり、県の判断で必要に応じて事務処理特例を制定するのが適当である。</p>	<p>本件について、法令改正を行わなくとも、県の事務処理特例を制定することにより、埋蔵文化財を希望する市町村に対応可能である旨の回答があるが、本市においては、事務処理の迅速化、事務負担の軽減を図ることを目的に提案した権限移譲が実現可能であるから、提案のあった県の事務処理特例に対応できることへの異論はないものである。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
600	高等学校等就学支援金制度に係る指定等事務の都道府県から指定都市・中核市への権限移譲	都道府県が行う市町村立高等学校生徒の就学支援金制度に係る認定事業や、同窓会の支給等について、財源も含め、各校の役員者である指定都市・中核市への移譲を求める。	高等学校等就学支援金制度に係る認定等事業については、指定都市・中核市以外の市区町村含め、移譲するべきである。	[全国市長会] 指定都市及び中核市から別紙のとおりの意見が示されていることから、市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。	指定都市・中核市において問題ないと確認できれば、交付金の直接交付を含め、就学支援金制度に関する権限を指定都市・中核市に移譲するよう、法制的に措置すべきではない。	D 現行規定により対応可能	全国市長会から、移譲を受ける側の発達に基づいた選択的な移譲を求める旨の意見が出されていることを踏まえ、市が権限移譲を求める場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条に基づく条例による事務処理特例制度を活用して権限移譲を行うことが可能であることについて、各都道府県、市町村に対して周知を行う。
162	地域子ども・子育て支援事業における要件緩和	子ども・子育て支援新制度のなかで「森のようちえん」といった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施されるように、子ども・子育て支援事業の要件緩和を定める「地域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で必要と考える事業を組み込むことが出来るよう、対象要件を緩和する。		[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。  [全国町村会] 「魅力あふれる『まちづくり、ひとづくり、しごとづくり』を進めることにより、人口減少を克服し、元気で豊かな地方の創生に全力を尽げる」ことが、今内閣の基本方針となっている。よって、基本方針の主旨を踏まえ、地方の先進的な取り組みについても、法令上位置づけることとも含め、積極的に検討願いたい。		C 対応不可	地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に基づいて対象事業が限定されおり、新たな事業の追加や要件緩和には法改正等が必要となるとともに、地域子ども・子育て支援事業は、全国的に普及しており、法令上位置づけられた事業が対象となっている。 (参考) 地域子ども・子育て支援拠点事業: 144市町村  また、「森の幼稚園」の取組みを国庫補助の対象とするためには、所要の追加財源が必要となる。  ただし、子ども・子育て支援法の附則において、施行後5年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるとときは、検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしており、「森の幼稚園」の取組み状況等を踏まえ、検討することになると考えている。
7	土木工事等に係る埋蔵文化財関連事務の権限移譲	文化財保護法第93条及び第94条に関する事務、施工者からの届出の受理、発掘調査の実施等その他必要な事項の指示)について、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	文化財保護法第93条及び第94条に関する事務、施工者からの届出の受理、発掘調査の実施等その他必要な事項の指示)について、文化財専門職員を有し、希望する市町村に当該事務を移譲する。	[全国市長会] 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	全国知事会から、事務処理特例による移譲の実績が上がった段階で法律上の役割分担を見直すべき旨の意見が提出されていることも踏まえ、市が権限委託を求める場合には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条に基づく条例による事務処理特例制度を活用して権限移譲を行うことについて、必要な勧言等を行っていくとともに、今後の全国的な移譲の状況を見据つつ、広く関係団体等の意見を聞きながら検討してまいりたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
99	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壇や有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要となるが、余裕教室や高齢者福祉に関する施設の活用のための条件を満たすものについても、国庫納付金不要とする。  国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壇や有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要となるが、余裕教室や高齢者福祉に関する施設の活用のための条件を満たすものについては、国庫納付金不要とする。	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)	岡山県	D 現行規定により対応可能	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日付け)20号科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」という。)により取り扱っている。  現行の制度では、児童福祉・高齢者福祉施設へ転用する場合、国庫補助事業完了後10年未満であっても、次のいずれかに該当すれば国庫納付を不要としている。 ①耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等の無償による財産処分 ②大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 ③市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分 ④地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与等 等 提案事項の詳細は不明であるものの、事業によって、現行規定において対応可能な場合がある。  ただし、上記に該当しない事例についても国庫納付を不要とするには、「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」の改正が必要となる。しかし、現行規則においても大幅に強化されているため、さらには納付金免除要件を拡大するためには、補助金等適正化法の適用に鑑み、慎重に検討する必要がある。	国庫補助事業完了後10年未満の学校施設を放課後児童クラブ等として活用する場合、実質的には次のようになりますが想定される。 ①余裕教室等を同一地方公共団体内で放課後児童クラブ等に無償転用し、当該地方公共団体又はNPO等が運営 ②余裕教室等をNPO等に「有償」貸与等し、NPO等が運営 ③余裕教室等をNPO等に「有償」貸与等し、NPO等が運営 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分についても、第1次回答に記載の通り現行の見直しにより処分承認基準が大幅に緩和され多くの施設が有効活用できるようになつたが、例えば、近年多く実施されている10年以内に大規模改造事業による老朽化対策を施した学校施設などは、上記のケースのいずれの場合も現行規定のまでは国庫納付金が生じ、有効活用を図るために当たっての障害となっている。  政府は、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、女性の更多的な活躍促進のため、学校施設を徹底活用した放課後児童クラブの計画的な整備を進めることとし、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大するという目標を掲げている。これに対応するためにも、放課後児童クラブ設置という特定の目的の転用や貸与等のケースに限っては、国庫補助事業完了後10年以上経過した学校施設を有償で貸与・譲渡等する場合と同様に、国庫納付に代えて学校施設整備のために地方公共団体が設置した基金へ国庫納付金相当額以上を積み立てるこを条件に財産処分を可能とすることで、放課後児童クラブ等の設置を促進しようとする。  ただし、上記に該当しない事例についても国庫納付を不要とするには、「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」の改正が必要となる。しかし、現行規則においても大幅に強化されているため、さらには納付金免除要件を拡大するためには、補助金等適正化法の適用に鑑み、慎重に検討する必要がある。	
955	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分における国庫納付金不要条件の緩和	【支障事例】 国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壇や有償譲渡等を行う場合、余裕教室や高齢者福祉に関する施設の活用のための条件を満たすものについては、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のため市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。  国庫補助事業完了後10年未満に当該学校施設の取壇や有償譲渡等を行う場合、国庫納付金が必要となるが、地域の児童福祉や高齢者福祉に関する施設の活用のための条件を満たすものについても、国庫納付金の納付に代えて、学校施設整備のため市町村に設置した基金に国庫納付金相当額以上の額を積み立てることを条件として貸与・譲渡等を認めてほしい。	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(通達)	中国地方知事会	D 現行規定により対応可能	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分については、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」(平成20年6月18日付け)20号科施第122号文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知。以下「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」という。)により取り扱っている。  現行の制度では、児童福祉・高齢者福祉施設へ転用する場合、国庫補助事業完了後10年未満であっても、次のいずれかに該当すれば国庫納付を不要としている。 ①耐震補強事業、大規模改造事業(石綿及びPCB対策工事に限る)を実施した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 ②大規模改造事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分 ③市町村合併計画に基づく建物等の無償による財産処分 ④地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与等 等 提案事項の詳細は不明であるものの、事業によって、現行規定において対応可能な場合がある。  ただし、上記に該当しない事例についても国庫納付を不要とするには、「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」の改正が必要となる。しかし、現行規則においても大幅に強化されているため、さらには納付金免除要件を拡大するためには、補助金等適正化法の適用に鑑み、慎重に検討する必要がある。	国庫補助事業完了後10年未満の学校施設を放課後児童クラブ等として活用する場合、実質的には次のようになりますが想定される。 ①余裕教室等を同一地方公共団体内で放課後児童クラブ等に無償転用し、当該地方公共団体又はNPO等が運営 ②余裕教室等をNPO等に「有償」貸与等し、NPO等が運営 公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分についても、第1次回答に記載の通り現行の見直しにより処分承認基準が大幅に緩和され多くの施設が有効活用できるようになつたが、例えば、近年多く実施されている10年以内に大規模改造事業による老朽化対策を施した学校施設などは、上記のケースのいずれの場合も現行規定のまでは国庫納付金が生じ、有効活用を図るために当たっての障害となっている。  政府は、「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)において、女性の更多的な活躍促進のため、学校施設を徹底活用した放課後児童クラブの計画的な整備を進めることとし、2019年度末までに30万人の放課後児童クラブの受け皿を拡大するという目標を掲げている。これに対応するためにも、放課後児童クラブ設置という特定の目的の転用や貸与等のケースに限っては、国庫補助事業完了後10年以上経過した学校施設を有償で貸与・譲渡等する場合と同様に、国庫納付に代えて学校施設整備のために地方公共団体が設置した基金へ国庫納付金相当額以上を積み立てるこを条件に財産処分を可能とすることで、放課後児童クラブ等の設置を促進しようとする。  ただし、上記に該当しない事例についても国庫納付を不要とするには、「公立学校施設整備費補助金等財産処分承認基準」の改正が必要となる。しかし、現行規則においても大幅に強化されているため、さらには納付金免除要件を拡大するためには、補助金等適正化法の適用に鑑み、慎重に検討する必要がある。	
156	高等学校等就学支援金の受給権者に対する通知事務の簡素化	高等学校等就学支援金の支給事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている徴収金のお知らせと兼ねることを認めており、この支給額については学校設置者に対する一覧の送付とし、受給資格認定通知、支給停止通知など资格に係るものは從前のとおりとする。	高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成22年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、対象生徒に対して、各学校の授業に基づき授業料及び学校収金の支給額を記載した納付通知を納付の時機に到来することに作成しており、当該納付通知により、生徒は授業料及び支給金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設置者への一覧の通知をもって代えができることとしてもらいたい。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。)第8条に基づき、都道府県知事(公立高校の場合は都道府県教育委員会)は、就学支援金を支給したときは、支給額を通知しなければならない。	鳥取県、京都府、大阪府	D 現行規定により対応可能	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号。以下「施行規則」という。)第8条に基づき、都道府県知事(公立高校の場合は都道府県教育委員会)は、就学支援金を支給したときは、支給額を通知しなければならない。	ただし、就学支援金の支給額の通知については、通知しなければならない時期は施行規則において規定されているものの、通知の様式は施行規則で規定しているものではなく、都道府県の利便性を考え、任意の様式を示しているのみである。	したがって、概然あるとおり、授業料及び学校収金の金額を記載した納付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知することも可能となる。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
99	公立学校施設整備費 補助金等による財産 処分における国庫納 付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年 未満に当該学校施設の取 壇や有償譲渡等を行う場 合、国庫納付金が必要とさ れることは、地域の児童青 少年の福利に対する一定の 条件を満たすとのについて は、10年以上経過した学 校施設と同様に、国庫納付 金相当額以上の額の基金 積立を行うことにより国庫 納付金を不要とする。	なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。		D 現行規定 により対応 可能	具体的に想定している③のケース(「有償」の財産処分)において、国庫補助事業完了後10年未満の施設を貸与等する場合、国庫納付金を不要とするかどうかは、補助金等適正化法の趣旨等に鑑みれば、困難であると考える。しかし、①②のケース(「無償」の財産処分)においては、大規模改修事業で国庫補助事業完了後10年未満であったとしても、同一箇所に国庫補助事業完了後10年以上経過した補助金等で取得等した財産が含まれている場合は、「各府省からの第1次回答」欄に記載した②大規模改修事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分を適用することで、多くの場合において国庫納付金を不要とすることが可能である。
995	公立学校施設整備費 補助金等による財産 処分における国庫納 付金不要条件の緩和	国庫補助事業完了後10年 未満に当該学校施設の取 壇や有償譲渡等を行う場 合、国庫納付金が必要とさ れることは、地域の児童青 少年の福利に対する一定の 条件を満たすとのについて は、10年以上経過した学 校施設と同様に、国庫納付 金相当額以上の額の基金 積立を行うことにより国庫 納付金を不要とする。	なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。		D 現行規定 により対応 可能	具体的に想定している③のケース(「有償」の財産処分)において、国庫補助事業完了後10年未満の施設を貸与等する場合、国庫納付金を不要とするかどうかは、補助金等適正化法の趣旨等に鑑みれば、困難であると考える。しかし、①②のケース(「無償」の財産処分)においては、大規模改修事業で国庫補助事業完了後10年未満であったとしても、同一箇所に国庫補助事業完了後10年以上経過した補助金等で取得等した財産が含まれている場合は、「各府省からの第1次回答」欄に記載した②大規模改修事業(上記以外)で、国庫補助完了後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分を適用することで、多くの場合において国庫納付金を不要とすることが可能である。
156	高等学校等就学支援金の 給付事務のうち都道府県 は学校設置者から生徒個 人にに対する通知を、学校 特別執行している微額金 の交付や受給者福祉に資する 施設の運営活動によるの 外の支給額については、 学校設置者に対する一覧の 送付とし、受給資格認定通 知、支給停止通知など資 格に係るものは従前のとお りとする。)	高等学校等就学支援金の 給付事務のうち都道府県は 学校設置者から生徒個 人にに対する通知を、学校 特別執行している微額金 の交付や受給者福祉に資する 施設の運営活動によるの 外の支給額については、 学校設置者に対する一覧の 送付とし、受給資格認定通 知、支給停止通知など資 格に係るものは従前のとお りとする。)	提案団体の提案に沿って、高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県は学校設置者から生徒個人にに対する通知を、学校特別執行している微額金の交付や受給者福祉に資する施設の運営活動によるの外の支給額については、学校設置者に対する一覧の送付とし、受給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のとおりとする。			D 現行規定 により対応 可能	就学支援金の支給額の通知に関して、 ①国が示した通知の様式は任意様式であり、授業料及び学校収収金の金額を記載した納付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知が可能であること。 ②都道府県から学校設置者に対して受給者及び支給額の一覧を通知し、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっていること、について、事務処理要領等において明確化し、都道府県等に対して周知することとする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		
							区分	回答			
958	高等学校等就学支援金の受給権者に対する通知事務の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事務のうち都道府県又は学校設置者から生徒個人に対する通知を、学校が別途行っている微収金のおよびせきめねるのを認めます。(個人との支給額についても)高等学校等就学支援金に係る生徒個人に対する通知は、平成26年度約14,000件(鳥取県)と数量が膨大であり、事務負担が大きい。一方、学校設置者は、象生徒に対して、各学校の規程に基づき授業料及び学校微収金の納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設置者への一貫の通知をもって代えることができるとしてもらいたい。	高等学校等就学支援金の支給額の通知について、当該通知を記載した納付通知を納付機が到來するごとに作成しており、当該納付通知により、生徒は授業料及び就学支援金の交付額を確認できる。このため、都道府県及び学校設置者の事務負担の軽減を図る観点から、生徒個人に対する支給決定(変更)通知書及び支給実績通知書については、学校設置者への一貫の通知をもって代えることができるとしてもらいたい。	文部科学省 法律の支給に関する規定第8条	中国地方知事会	D 現行規定により対応可能	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号、以下「施行規則」という)。第8条に基づき、都道府県知事(公立高校の場合は都道府県教育委員会)は、就学支援金を支給したときは、支給額を受給権者に通知しなければならない。	たゞし、就学支援金の支給額の通知については、通知しなければならない時期や実行期間から既定されているものの、通知の様式は施行規則で規定しているものではなく、都道府県の利便性を考え、任意の様式を示しているのがである。	したがって、提案にあるとおり、授業料及び学校微収金の金額を記載した納付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知すること可能である。	また、就学支援金の支給額の通知は、必ず都道府県が行わなければならないものではなく、都道府県から学校設置者に対して受給権者及び支給額の一覧を通して、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっている。	回答の趣旨を「高等学校等就学支援金事務処理要領」への反映又は通知等により、周知されることが望ましい。
230	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)による補助条件の大規模修繕への拡大	【支障事例】 現在の学校施設改善交付金のうちスポーツ「社会体育施設」施設整備事業は、施設の新・改築・改造等が対象となっている。しかし、近年の財政状況等により、新規の建設は非常に難しく、施設の長寿命化を図るために改修・修繕を計画的に実施し、中長期的なコストの縮減・平準化を推進することが必要となっている。 また、平成26年4月22日付け総務大臣通達「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」に基づき、「公共施設等総合管理計画」を策定することとなるが、「総務省運営と改革の基本方針2014について」(H26.6.24)に記載のある当該計画を円滑に実施する上でも、財政的な支援が必要である。 特に、東京オリンピックにおけるキャンプ地並びに会場予定施設の宮城スタジアムは、県内唯一の第一種陸上競技場であり、地域の競技力向上・発展を主導する役割を担っているほか、2022FIFAワールドカップの会場としての実績もあり、世界規模のイベント開催の会場として重要な施設である。このため、大会会場としての整備のためにも、施設修繕は急務となっていることから、施設の大規模修繕費(事業費2億円(過去急増市町村にあっては3億円))についても、補助対象とするよう求めるもの	学校施設環境改善交付金交付要綱別表(23) 26施助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[1]4スポーツ施設整備事業	文部科学省 宮城県	D 現行規定により対応可能	地域スポーツ施設の整備については、①主として新改築事業に関し、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」による国庫補助、及び②主として改築等事業に関して、独立行政法人日本スポーツ振興センター所管の「スポーツ振興くじ助成金」により支援しているところであります。大規模改修事業については、スポーツ振興くじ助成金においては、財政に対する経費限度額1億5千万円、助成率2/3、助成限度額(億円)などとなっています。 平成24年度からは、新改築事業について国庫補助の対象とし、補助メニューの充実が図ったところである。 地域スポーツ施設の整備に当たっては、これらの補助制度の活用を御検討いただきたい。	左記文部科学省からの一次回答で示された「スポーツ振興くじ助成金」は、上限額や競技スポーツが含まれない場合は対象にならないとの条件があること等により、意定する宮城スポーツームの大規模修繕(事業費10億円程度を想定)を行って、届けておられるのである。	よって、「求める措置の具体的な内容」に記載のとおり、学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)において補助対象とすることについて検討をお願いしたい。			
289	公立学校施設の老朽化対策のための長寿命化改良事業の補助要件の見直し	【現状】 本県の公立小中学校施設の約7割は昭和44年度から昭和59年度の児童生徒急増期に建設されており、今後はこれらの中学校が更新時期を一時に集中して迎えることが予想される。全国的にも、建築後25年以上経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化対策の推進は全国的な課題である。 【文部科学省】 「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」において、長寿命化改良事業については、危険建物の改築と同様の耐力度調査を要件としているが、コンクリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能となるなどの要件緩和を求ることを求める。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(1) 26施助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」[1]3(1)	文部科学省 埼玉県	E 提案の実現に向けた対応を検討	長寿命化改良事業の耐力度調査要件の撤廃・緩和は、基準点の緩和等ではなく、あくまでも要件緩和を第一とすること。 併に、別の要件を課す場合であっても学校設置者にとって経費、人員などで過度の負担とならないよう最大限配慮すること。 なお、地方財政措置は現行どおり、改築と同様の実質的な地方負担率約26.7%を堅持すること。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
958	高等学校等就学支援金の受給権者に対する通知事務の簡素化	高等学校等就学支援金の給付事業のうち都道府県又は学校設置者が生徒個人に対する通知を、高校等就学支援金の支給行為による微額金の通知と統合することを実現する。(個々の支給者については学校設置者に対する一覧の送付し、受給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のとおりとする。)	提案団体の提案に沿って、高等学校等就学支援金の支給行為による微額金の通知と統合することを実現する。(個々の支給者については学校設置者に対する一覧の送付し、受給資格認定通知、支給停止通知など資格に係るものは従前のとおりとする。)			D 現行規定により対応可能	就学支援金の支給額の通知に関して、 ①国が示した通知の様式は任意様式であり、授業料及び学校徴収金の金額を記載した納付通知において就学支援金の支給額を記載し、支給額の通知とすることも可能であること。 ②都道府県から学校設置者に対して受給権者及び支給額の一覧を通知し、学校設置者が支給額の通知を作成・交付することも可能となっていること、について、事務処理要領等において明確化し、都道府県等に対して周知することとする。
230	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)による補助要件の大規模修繕への拡大	学校施設環境改善交付金(スポーツ施設整備事業)は、地域スポーツ施設の新・改築・改修等が対象となるものであるが、東京オリンピック開催に伴う大規模修繕の整備のために、現行施設の大規模修繕費について、補助対象とするよう求めらるもの	学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化(非構造部材を含む。)及び老朽化対策を進めため、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引き上げなど、十分な財源措置を行つべきである。  【全国市長会】 所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。			D 現行規定により対応可能	施設の大規模修繕(事業費2億円)を補助対象とするよう求めるとの当初の御提案については、宮城スタジアムの大規模修繕についても、スポーツ振興くじ助成の対象(大規模改修等事業)助成対象限度額1億5千万円(生涯化事業助成対象限度額4千万円、合計1億9千万円)となっているところである。なお、地域スポーツ施設の整備に対する石川県補助については、今後とも地域の実情を踏まえつつ、予算状況に応じて重点化を図る等適切に対応してまいりたい。
288	公立学校施設の老朽化対策のための長寿命化改良事業の補助要件の見直し	公立学校施設の老朽化対策のため、危険建物の改築と同様の耐力性能調査を要件としている長寿命化改良事業について、耐力性能調査を要件としないか、コンクートリート圧縮強度試験など簡易調査で代替可能となるなどの要件緩和を図ることを求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			E 提案の実現に向けて対応を検討	平成27年度概算要求では、学校設置者にとって経費、人員などの過度の負担とならないよう配慮し、耐力性能調査の補助要件を撤廃し、算年数を40年以上経過していること等を要件とすることを要求している。 引き続き関係省庁と調整を行っていく予定である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
387	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業における対象校たゞし書きの撤廃	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、(1)建築非構造部材の耐震化工事、(2)児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事、(3)屋外防災施設、(4)自家発電設備の整備、(5)その他防災機能強化に資する工事を対象としているが、高齢者等に対する避難誘導装置の整備等の対応が必要な避難場所としての一体的な整備ができる十分な避難所機能が確保できない状況にある。 そのため、(4)、(5)について交付金の対象として追加するとともに、(1)についても、学校施設環境改善交付金による通知から、対象校のたゞし書きを撤廃することを求めるものである。	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、(1)建築非構造部材の耐震化工事、(2)児童生徒等の安全を確保する上で必要な工事、(3)屋外防災施設、(4)自家発電設備の整備、(5)その他防災機能強化に資する工事を対象としているが、高齢者等に対する避難誘導装置の整備等の対応が必要な避難場所としての一体的な整備ができる十分な避難所機能が確保できない状況にある。 そのため、(4)、(5)について交付金の対象として追加するとともに、(1)についても、学校施設環境改善交付金による通知から、対象校のたゞし書きを撤廃することを求めるものである。	文部科学省 H26年4月1日付け H26施助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」の[18]防災機能強化事業	九州地方知事会	C 対応不可	平成24年度に創設した学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業については、従前の同交付金の大規模改修(安全)事業及び屋外教育環境整備事業を一つの補助メニューとする等により、補助要件の一つとしている下限額400万円に達しやすくすること等を目的として制度を改正したものである。 その後、交付対象範囲については、従前の屋外教育環境整備事業と同様に、屋外防災施設のみを公立の高等学校及び中等教育学校(後期課程)を対象としたところ。 これまで、公立の高等学校等の整備については、国と地方の役割分担を踏まえて交付対象範囲を確定してきたものであり、要望にある公立高等学校等対象工事の拡充は困難と考えている。	高等学校の施設整備に係る国と地方の役割分担については了知しているところであるが、引き続き、高等学校における生徒及び教職員の安全を確保するため、防災機能の強化を図る補助対象の拡充について検討をお願いする。	
869	学校施設の耐震化事業に係る補助要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、構造物の耐震補強と同様に、同時に行う大規模改修事業と合わせて算定する国庫補助の対象事業を対象とする下限額を設定することを求める。	【支障事例】 本市では、非構造部材の防災機能強化事業と大規模改修事業(トイレ改修、障害児等対応)を同時にを行うことで、児童・生徒が安全に過ごせる場所にするとともに、災害時の避難場所としての機能を高めようとしている。しかし、現行の制度では、構造部物の耐震補強事業と同時に行う大規模改修事業については、それぞれ別に算定されることが多くなっているが、社会資本整備総合交付金の都市防災総合推進事業においても、地域住民の避難の用に供するものについては、避難所である学校の避難階段の整備など、支援を受ける可能性のある公立学校施設の整備も想定されるため、交付金等の担当省庁に確認されたい。	学校施設環境改善交付金交付要綱別表1(5)、(6)、(7) H26施助第6号「平成26年度学校施設環境改善交付金の事業概要について(通知)」の[5]大規模改修事業	さいたま市	C 対応不可	小規模事業は設置者負担が原則であるが、構造物の耐震化を大規模改修と同時に実行する場合、非構造部材の耐震化の場合は異なる工事施工者が重複するため、下限額を合算可能としているものである。なお、非構造部材の耐震化の下限額は、避難路など防災機能強化に資する事業と合算できる。		
426	文部科学省委託事業「体験活動プロジェクト」「防火教育推進事業」に関する事業計画作成手続の簡素化	事業計画段階では、大まかな内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の意見による計画の変更を可能にすること	【支障事例】 委託決定から計画書提出までの期間が3週間程度の中、会場、委員及び事業の方向性が不確定な状況で、消耗品や旅費等の費用について詳細な根拠書類の添付を求められる。 しかし、実施段階では、場所や委員、事業詳細、物品等の価格が変動するため、計画段階での書類の作成事務、文部科学省における確認事務の双方に無駄が非常に大きい。 また、実行委員会等の意見により、事業内容に変更が生ずる場合には、事業計画書を透過して修正することが求められる。 【制度改正の必要性】 実行委員会段階で、計画する段階に加えて、計画提出後の変更が原則認められないこと、提出後立即開催する運営委員会や実行委員会で具体的な変更を図るために同委員会の開催できる範囲や意見内容に大きな制約を与えている。 【懸念の解消策】 都道府県が受託して実施する事業については、会計規則や旅費規程等に沿って実施するので、委託契約前の事業計画書等は概算の積算で済むよう簡素化したうえで、ある程度大きめの事業計画や概算費用の範囲内で、実行委員会等の地域の声を反映させるための内容変更に対応できるようにすべきである。	スポーツ・青少年局 委託事業事務処理委員会 文部科学省	熊本県	C 対応不可	委託事業に係る各種手続きについては、国の会計諸法規その他の規定に基づき適切な整理に努めているところ。 事業計画書の確認においても、適切なチェックの上、委託契約の締結に努めているところ。	本県では、事業計画書の提出後に、運営委員会での事業の方向性の決定に基づき適切な整理に努めているところ。 事業計画書の確認においても、適切なチェックの上、委託契約の締結に努めているところ。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
382	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業における対象校ただし書きの撤廃	学校施設環境改善交付金の防災機能強化事業について、高等学校及び中等教育学校（後期課程）においても、小中学校同様、屋外防災施設以外の施設整備を交付金の対象とするため、耐震化以外の施設整備を交付金に係る通知から、対象校のただし書きを撤廃することを求める。	学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化（非構造部材を含む。）及び老朽化対策を進めため、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行うべきである。 また、耐震化以外の環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	第1次回答のとおり、高等学校の施設整備に関して、その財源は地方財政措置を通じて行うという原則のもと、要望にある公立高等学校等対象工事の拡充は困難と考えている。 なお、文部科学省では、「防災機能強化に必要な技術的な情報の提供や、「災害時の避難のために必要な公立学校施設の整備に係る財政支援について」（平成26年4月22日付け通知）など、他省の財政支援に係る情報を提供するなどの取組も行っている。高等学校施設における取組についても、これらを参考としていただきたい。
865	学校施設の耐震化事業に係る補助要件の緩和	非構造部材の耐震化事業について、構造物の耐震化補助と同様に、同時に行う大規模改修事業と合算して、耐震化の対象事業費の下限額を設定することを求める。	学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化（非構造部材を含む。）及び老朽化対策を進めため、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げなど、十分な財源措置を行いうべきである。 また、耐震化以外の環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	非構造部材の耐震化事業については、引き続き、予算の確保に努める。 また、小規模事業は設置者負担が原則であり、同時に行う大規模改修事業と合算することは困難であるが、非構造部材の耐震化の下限額は、避難路など防災機能強化に資する事業と合算できる。
425	文部科学省委託事業「体験活動プロジェクトによる防災教育推進事業」における事業計画作成手続の簡素化	事業計画段階では、大部分の内容の計画で認定し、その後の運営委員会等の差しによる計画の変更を可能とすること		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		D 現行規定により対応可能	事業計画書の提出後の変更については、契約書、委託要項及び事務処理要領に定める範囲内において、必要な手続きを経て、当初の計画を変更することについて、認められることはない。 運営委員会等において提案された内容を踏まえて委員会に対応できるよう、委員会の範囲内において、当初の計画を変更することは可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
426	廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業条件の緩和(H26年度に新設された特別支援学校の教室不足対策として、廃校や余裕教室等の既存施設を活用した整備に対する補助)	既存交付金事業よりも地方自治体が使いやすく柔軟な事業要件となつているものの、緊急対策として、知的障がい特別支援学校の教室確保のために既存施設を活用し分教室を開設する場合、事業の実現が必ずしも廃校開設後となることから事後着工となり対象外となる。	<p><b>【支障事例】</b> 近年、知的障がい対象児童生徒数が増加傾向にあり、想定を上回って増加したため、本県では受入れ困難者を出さないため、分教室の開設等による緊急対応を行ってきた。しかし、十分な準備期間がない中の受入れ対策を余儀なくされているため、施設整備費の開設などしている。廃校施設の利活用について 現有施設では、対応困難な場合の緊急的な受入れが短期間かつついでいるため、施設整備と並行して余裕資産の有効活用に着目がついでいる。ただし、本整備は、では、後年度度計画になり、既に特別支援学校最小限の整備で可能となることから、事業の趣旨に基づいた後整備も対象となることが必要である。</p> <p><b>(懸念の解消策)</b> 特別支援学校の開設においては、計画に基づいた前整備が原則であり、緊急対応の場合に限り開設後2年間程度を補助対象とすることで現行事業要件の整合性は保たれると考える。</p>	公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目 学校施設環境改善交付金交付要綱 学校施設環境改善交付金事業概要	文部科学省 熊本県	D 現行規定により対応可能	現在は、学校施設環境改善交付金の廃校・余裕教室等改修事業の交付対象は、特別支援学校の教室不足解消を伴うもの及び狹隘化した施設の教育環境を改善するものを対象としており、当該項目に該当するものであれば、学校開設後であっても当該事業の対象となる。	今後、学校施設環境改善交付金の事業概要等に今回の回答内容が反映されることを検討していただき、本事業の趣旨が広く地方自治体に周知され、より活用しやすい事業となることを望む。	
427	「英語教育強化地域拠点事業」における対象要件の緩和	「英語教育強化地域拠点事業」について、採択の対象が「小・中・高の連携」と取組みが「連携」に限定されているが、都道府県等が「小・中・高の連携」に取組み、「小・中・高の連携した取組み」「小・中・高の連携した取組み等についても対象とすること	<p><b>【支障事例】</b> 本事業では、「小学校、中学校及び高等学校」が一体となった取組みのみが採択の対象とされているが、小・中・高の連携では、対象となる児童生徒が特に多くなること等により、本事業の効果検証が難しい。</p> <p><b>(制度改正の必要性)</b> 小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学、高等学校での指定により、対象となる児童生徒が明確であり、効果的な事業実施が見込まれる。本県では、指導法研修会を主管内で開催し、小中学校合同で協議・演習等を実施したり、中・小・中・高の連携した取組み等についても対象とするが、都道府県等の実態に応じて地理的条件や児童生徒の進路状況などを都道府県等の実態に応じて本事業を実施できる方が、事業効果が高いと考える。</p> <p><b>(懸念の解消策)</b> 小・中・高の連携一体となった実施により、本事業の趣旨に沿った検証が可能となるが、公立学校については、そのような地域や学校は稀であり、本事業の実施を希望する地域や学校は少ないと思っている。そこで、小・中では中学校区での地域指定、中・高では県立中学・高等学校での指定とするなどで本事業の実施を希望する地域や学校が増加することを見込まれ、「小・中」及び「中・高」の限られた取組みではあるが、より多くの有効な検証データが得られると考える。</p>	英語教育強化地域拠点事業実施要項	文部科学省 熊本県	D 現行規定により対応可能	本事業は、小・中・高等学校で連携を図りながら研究開発を実施し、小学校から高等学校までの各学校段階において、英語教育を改善するにあたって必要な実証的資料等を得ることを目的としているため、申請単位は高等学校、中学校及び当該中学校区にある全小学校を基本としている。 地域ごとに「小・中の連携した取組」及び「中・高の連携した取組」による面方を実施し、例えば、A中学校と、A中学校民内のB小学校、C小学校等連携した取組を行ふ一方で、D中学校とE高校が連携した取組を行ふなどの場合、当該校が所在する都道府県及び政令指定都市の教育委員会等が小学校から高等学校までの各学校段階を網羅し、英語を用いたコミュニケーション能力を効果的に育成する統合的な教育課程等の研究開発を行うことができる体制及び実施計画を有する場合においても、申請可能である。	今後、英語教育強化地域拠点事業の概要等に今回の回答内容が反映されることを検討していただき、本事業の趣旨が広く地方自治体に周知され、より活用しやすい事業となることを望む。	
432	教育支援体制整備事業費補助金(補音等のための指導員等派遣事業)交付要綱の変更	教育支援体制整備事業費補助金(補音等のための指導員等派遣事業)について、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、県負担金が発生するため、事業活用が難しい。	<p><b>【支障事例】</b> 国の「補音等のための指導員等派遣事業」において、市町村は直接補助対象ではない。間接補助対象となっているが、事業活用が難しい。</p> <p><b>(制度改正の必要性)</b> 多くの多様な状況に、授業中、個別指導や担任教諭の補助を行う町独自の「スクールアサポーター」を限られた予算で配置し、基礎学力や望ましい学習態度の定着を図っている。近年、特別支援学校以外でも、特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることや学習内容の理解力不足が見られることからも、より多くの学習サポートの配定が必要である。</p>	教育支援体制整備事業費補助金(補音等のための指導員等派遣事業)交付要綱	文部科学省 立山町	C 対応不可	補助金の補助事業者については、当該事業の予算額、事業執行体制等を総合的に勘案し決定すべきものと考えており、全市町村を直接補助の対象とすることは、予算及び事業執行体制の観点から困難と考える。	各省府において、県等を通じた間接補助から直接補助となる事業が進んでいる中、これまでだけができないといったことは理解できない。 仮に、予算額が多額があるものであれば、補助率を下げても、補助事業者の対象を市町村に広げていただきたい。 なお、事業執行に関しては、県で仲介していただければ可能ではと考えます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
426	廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件の緩和(H26年度に新設された、特別支援学校の教室不足対策として、廃校や余裕教室等の既存施設を活用した整備に対する補助)	既存交付金事業よりも地方自治体が使いやすく柔軟な事業要件になっているものの、緊急対策として、知的障がい特別支援学校の教室確保のために既存施設を活用し分教室をまず開放し、後半度に施設整備(いよいよ整備)を行なう場合などから、学校開設後となる事業者と提携して、学校開設後となる事業者と提携して、学校教育法第80条により特に義務があることから、財政負担等を考慮、当初の計画外で緊急に行なう後整備についても対象とすること	なれば、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。		D 現行規定により対応可能	学校施設環境改善交付金の廃校・余裕教室等改修事業の交付対象は、特別支援学校の教室不足解消を伴うもの及び既施設化した施設の教育環境を改善するものを対象とする。この事業に該当するものであれば、学校開設後であっても当該の対象となる。 なお、今回の提案事項のように、廃校・余裕教室等改修事業(学校施設環境改善交付金)の事業要件等について不明な点があれば、個別に御相談いただきたい。
427	「英語教育強化地域拠点事業」における対象要件の緩和	「英語教育強化地域拠点事業」について、採択の対象が「小・中・高の連携した取組」「小・中・高の連携した取組」「小・中・高の連携した取組」「小・中・高の連携した取組」、「中・高の連携した取組」、「中・高の連携した取組」等についても対象とすること	なれば、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うこと。		D 現行規定による	本事業は、小・中・高等学校で連携を図りながら研究開発を実施し、小学校から高等学校までの各学校段階において、英語教育を改善するにあたって必要な実績的資料等を得ることを目的としている。このため、「英語教育教科地域拠点事業公募要領(平成26年2月5日初等中等教育局決定)」(以下、「公募要領」という)において、申請単位は高等学校、中学校及び当該中学校区にある全小学校を基本としている。 提案にあたるおり、「小・中の連携した取組」及び「中・高の連携した取組」を実施する(例えば、A中学校と、A中学校区内のB小学校、C小学校が連携した取組を行なう。一方、D中学校と、E中学校が連携して取組を行なうなどの場合など)とした場合について、当該の取組が実施される場所に該当する場合は、該当する公募要領の小学校から高等学校までの各学校段階を仰顧し、英語を使用したコミュニケーション能などを効果的に育成する系統的な教育評議等の研究開発を行うことができる体制を構築し、本事業の目的に資する研究成果を得ることができることで事業計画を有するのであれば、現行の公募要領及び「英語教育強化地域拠点事業実施要領(平成26年2月5日文部科学大臣決定)」(以下、「実施要領」という)の趣旨を踏まえて対応可能である。 なお、各都道府県及び政令指定都市の教育委員会の担当者が参加する会議等の場において、本事業の趣旨を周知する等実施する。
432	教育支援体制整備事業費賃補助金(補習等のための指導員派遣事業)についての市町村も直接補助の対象とする。	教育支援体制整備事業費賃補助金(補習等のための指導員派遣事業)についての市町村も直接補助の対象とする。	【全国市長会】 特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることから、適切な財政措置を講じること。 【全国町村会】 全市町村を直接補助の対象とする事業は多くの省庁に存在することから、文科省の回答には合理性がない。補助事業者に関しては、予算額や事務執行体制等の観点からではなく、補助目的が効果的に達成されるかどうかを基準に判断すべきではないか。	【全国市長会】 特別な支援が必要な児童生徒が増加傾向にあることから、適切な財政措置を講じること。		C 対応不可	本事業は県域内の教育の機会均等とその水準の維持向上のための県費負担教職員制度をベースとして学力向上を図るために創設された経緯があるのでから、本事業においても広域的な配慮の観点が必要であり、引き続き都道府県を対象として行なうことが必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
631	文化芸術振興費補助金(地域免・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期の変更	文化芸術振興費補助金(地域免・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更	【支障・制度改正の必要性】 文化芸術振興費補助金(地域免・文化芸術創造発信イニシアチブ)について、 「ながさき音楽祭」事業を平成26年度募集案内に基づき平成25年12月前に申請したが、平成26年3月に不採択の通知があつた。 「ながさき音楽祭」は平成24年度に3年間継続する事業として申請しており、 平成26年度はその3年目にあらう申請であった。各関係団体を通じて事業実施計画をしていたが、不採択になつたことにより定期的に計画を修正せざるを得なかつた。 また、採択された場合においても、採択後、補助対象事業にかかる出演者や関係者などと十分な調整を図る必要があるため、可能な限り早期の採択が望ましい。	文化芸術振興費補助金(地域免・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱	文部科学省(文化庁)	長崎県	E 提案の実現に向けて対応を検討	前年12月までに採択の成否が示されるようなスケジュールとするためには、概算要水準にて募集を開始し、翌年度予算に係る政府案が固まる前までに採択を決定する必要があり、関係機関との調整に相当の時間を要すると考えられる。  このため、本年12月までに来年度分の採否を決定することは困難である。  しかしながら、その次年度以降は、募集開始の時期を早め、採択に至るまでの審査全体のスケジュールを早める等の見直しを行い、從前より早い時期に採択できるようスケジュールを見直すことしたい。	(意見なし)
645	教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者(市町村教育委員会等)が個別教育課程特例校を指定できるよう柔軟な制度となるよう権限を移譲する。	文部科学省は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、各校又は当該学校が設置されている地域の実態に照らし、より柔軟な教育を実施するため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要性が認められる場合に、教育課程特例校としての指定を行っている。  【支障】 教育課程特例校についての妥当性を検討する手続きは必要であるが、現行では、学校の設置者(市町村教育委員会等)が個別教育課程特例校を指定できるよう柔軟な制度となるよう権限を移譲する。 教育課程特例校の指定についての妥当性を検討する手続きは必要であるが、現行では、学校の設置者(市町村教育委員会等)が個別教育課程特例校を指定できるよう柔軟な制度となるよう権限を移譲する。地域を熟知している市町村教育委員会が県教育委員会と協議して指定を行うことで、迅速な事務処理が可能となり、より地域に根ざした教育課程編成が期待できる。併せて、人事配置の面においても、教育課程に応じた配属が可能となると考えられる。 (国への事後届出制、県への事前協議(届出制)	学校教育法施行規則第55条の2、第85条の2、第132条の2 平成20年文部科学省告示第30号 教育課程特例校制度実施要項	文部科学省	長崎県	C 対応不可	全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる環境を確保するため、文部科学省における審査は、学習指導要領において全ての児童生徒に履修させる内容として定められていることなど教育課程の特例が認められる要件を満たしているかも確認するものである。 なお、指定期の時期についてでは、例年各学校における次年度の教育課程を7～10月に校内で協議しながら編成していくが、現状のように指定期が3月であれば、学校は特例校が認められた場合と計下された場合の2種類の教育課程を編成しなければならない。また、教育課程の検討段階に間に合わないよう進めていくところであるが、自治体において何らかの支障が生じている場合には、状況をお伺いしつつ改善してまいりたい。	設置者がその責任において指定の判断ができるよう、国において「特例承認の条件の基準」を明確に示していただければ、国の許可是廃止し、都道府県への事前協議及び国への事後届出で対応できるのではないか。 ただ、対応不可との回答ではあるが、回答本文にあるように、指定の時期についての改善を図ることが可能であれば、本提案における問題点は解消できる。
814	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、市町村への交付金化による事務の合理化	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化市町村に交付する制度とすること	【改正による効果】 市町村への負担を減らすことのないよう必要総額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている費目をまとめ、これまでの実績報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とすることにより、実態を把握している市町村による弾力的な運用が可能となる。 なお、交付金化の場合、現状の補助申請においても県の裁量の余地が少ないと、また、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされた。  現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支分段階の決定、生活保護との重複による無認定、学用品費、修学旅行費、通学用品費、医療費、学修給食費、新入学児童生徒用品費等、それぞれの費目で異なるたる補助金限度額の確認など、他の補助事業と比較しても確認項目が多い。市町は年度当初の認定作業を行つ一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	学校教育法施行例第22条3項、要保護児童生徒支援費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱	文部科学省	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	本補助金は小学校若しくは中学校に就学する障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、保護者の負担能力の程度に応じ、就学に必要な援助を実施されることを目的とするものであり、補助金の適正な執行と監督を図るために、単価を標準化するのではなく個別の費目毎に算出する必要がある。 また、市町村が算出する単価は、個人の費用毎に行うことはなく、市町村を交付決定の単位としており、補助金執行上の彈力性を確保しているところである。 さらに、同じ補助金の制度として、特別支援学校への就学奨励に関する法律の規定にしり、特別支援学校に就学する障害のある児童生徒の保護者に対して都道府県は実施する補助金があることであるが、この制度についても個別の費目毎に支援を行っているところである。而して、面倒度は障害のある児童生徒の就学奨励という目的を以つてするから、その運用についても同様であるべきと認識しており、費目を限定しない形での交付金事業とすることは、慎重に判断する必要がある。  また、当該補助金の対象となる特別支援教育就学奨励事業については、事業の実施主体である市町村及び支援の対象となる児童生徒の障害の状態・特性等により、必要とする経費の種類や金額が異なるため、支援する市町村についても、実施する市町村により様々なになっている。これら、御提案を頂いた、費目をまとめ、単価を標準化した場合、市町村によっては、補助金の額に過不足が生じる可能性があることが、実務上の観点から懸念される。	・国においては「予算の範囲内」としていることで、補助対象経費に対して、満額の補助金が交付されていないことから、市町村は恒常的に補填している状況にあり、今回提案した単価の標準化を実施した場合でも新たに過不足が生じることはない。 ・本事務に県の裁量がない現状を踏まえ、國から直接市町村への交付金化を検討されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
631	文化芸術振興費補助金(地域券・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期の変更	文化芸術振興費補助金(地域券・文化芸術創造発信イニシアチブ)の採択時期を前年の12月までに変更		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		E 提案の実現に向けて対応を検討	「地域券・文化芸術創造発信イニシアチブ」は、事業を開始以降、地方公共団体からの申請件数が年々増加傾向にあり、申請額が予算額を大きく上回る状況となっていることから、地方公共団体からのニーズを踏まえ、本事業はその内容を再構築し、「文化芸術グローバル化推進事業」として新たな事業に組み直している。  平成28年度以降は、募集開始の時期を早め、採択に至るまでの審査全体のスケジュールを早める等の見直しを行い、地方公共団体の予算措置のタイミングに配慮しながら従前より早い時期に採択できるようスケジュールを見直すこととしている。
645	教育課程特例校の指定にかかる権限移譲	教育課程特例校にかかる許可制度について、国において定めた許可の基準に基づき、設置者(市町村教育委員会等)が提出教育委員会による教育課程特例校を指定できるよう柔軟性をもつた権限を移譲する。		【全国市長会】 許可に係る期間は短縮するよう改善するとともに、市への権限移譲は、手擧げ方式とするべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	「指定の時期についての改善を図ることが可能であれば、本提案における問題点は解消できる。」という長崎県からの二次意見を踏まえ、事務連絡に指定のスケジュールを明記するなどして、学校が計画的に教育課程の編成作業をすることができるよう努める。  また、平成28年度の12月までには内定という形でも良いので通知ができないか、という問い合わせいただいたので、今後は12月を目途に通知ができるよう対応してまいりたい。  教育課程特例校の指定に係る権限を移譲することについては、都道府県・市区町村の教育委員会、全国知事会や全国市長会、全国町村会等の関係者と十分に意見交換の上、論点を整理し、中央教育審議会において意見を聴いた上で、制度改正について検討して参りたい。
814	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、市町村への交付金化による事務の合理化	特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とすること	提案団体の提案に沿って、特別支援教育就学奨励費補助金(小学校及び中学校分)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とするべきである。	【全国市長会】 市町村の事務軽減を十分に考慮するとともに、適切な財政措置を講じること。		E 提案の実現に向けて対応を検討	単価の標準化を図るなどの交付金化するための仕組みを、平成28年度概算要求までに検討する。所要の予算については、文部科学省としては特別支援教育就学奨励費補助金について、平成26年度予算で約35億円(対前年度約11億円増)を計上し、平成27年度概算要求においても約47億円(対前年度約12億円増)を要求しており、引き続き所要の予算の確保に努めて参りたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な事障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
819	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとすること。	【制度改正の必要性】 管轄区域が広く、地域と密接な関係がある市町村教育委員会が学校評議員を委嘱することは適切であると考えるが、県下広域に設置されている各県立学校の場合、評議員を設置するある校長が直接委嘱するよりも、地域事情に詳しい住民との関わりが深い校長が直接委嘱する方が、より校長の責任と権限を高める観点からも適切であるとともに、権限変更により委嘱決定までの時間と事務処理の軽減も図られる。 なお、平成12年度導入当初は制度の理解が十分でなかったため、議員や教育委員会関係者等の公務員の推薦があつたが、現在は制度の趣旨が定着しており、校長が推薦した者について教育委員会が委嘱しなかった事例は皆無である。 【支障事例】 学校から推薦があった場合、県教育委員会事務局が、その人物が適切かどうか全てを把握することは困難なため、たまたま学校に確認するなど、事務作業が増えます。 【改正による効果】 当該人物について十分把握している校長が決定・委嘱できることから、それまでの学校としてより適切な人物を選定する結果、するまでの時間が大幅に短縮できるなどと、管轄区域が広い場合は特に大きな効果がある。 県教育委員会は、毎年行っている1000名分を超える推薦状の受理、書類の確認、並びに委任状作成等の事務処理が軽減される。また、各学校は5~7名程度の学校評議員の委任状を作成することになるが、推薦状を提出する等の事務作業が軽減されるとともに、委嘱までの時間が2週間程度短縮できき。	学校教育法施行規則第49条、第79条、第104条 等	文部科学省	兵庫県、和歌山県、徳島県	E 提案の実現に向けて検討	提案の実現には省令改正が必要であるが、現在省内の調査研究協力者会議において学校評議員も含めた学校・家庭・地域が連携・協働する関連制度(学校評議員・学校運営協議会・学校関係者評議会・学校支援地域本部等)の在りについて検討中であり、これらはそれぞれ関連するものであるため、学校評議員制度のみを先行して議論するのではなくではない。関連制度全体の在り方を検討する際に、学校評議員の委嘱に係る規定の改正の可能性についても議論することを検討。	・関連制度の中には、設置者が委員等を委嘱や任命する制度にはなっていないものもあるため、学校評議員の委嘱に係る規定の改正を先行しても差し障りないと考える。
815	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費・医療費・学校給食費)について、市町村への交付金化による事務の合理化	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費等)について、交付金化し直接受け市町村に交付する制度とすること	【改正による効果】 市町村への負担を減らすことのないよう必要絞額を維持しつつ、補助金交付要綱第3条を見直し、同条にある別記に示されている款目をまとめ、これまでの実施報告額に応じた都道府県平均単価を算出することにより単価の標準化を図るなど、事務の簡素化を図った上で、交付金化等とすることにより、実態を把握している市町村による弾力的な運用が可能となる。 なお、交付金化の場合は、現状の補助申請においても県の裁量の余地がないことと、県・市町村双方の事務の削減を図ることから、国から直接市町村へ措置する制度とされたいた。 【支障事例】 現状では市町村において、対象児童生徒の世帯所得に応じた支弁段階の決定、生活保護との重複有無認定、学用品費、修学旅行費、通学用品費、通学費、医療費、学級給食費、新入学児童生徒用品費等、それの費用目と異なる補助基準限度額の確認など、他の補助申請と比較しても認定項目が多い。市町村は年度当初の認定作業を行う一方、旧年度の実績報告書の作成、新年度の計画申請が重なるなど短期間に事務作業が集中している。	就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第2条、学校保健安全法第24条第1項第2項、第25条第2項、第12条第2項、要保護児童生徒援助費補助金及び特保支援事業費補助金交付要綱	文部科学省	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	本補助金は、市町村が経済的理由によって、就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を与えた場合、国がその経費の一部を補助することとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的としているものであり、從前、生活保護法第六条第二項に定め、「要保護者」と要保護者に準ずる者として、就学援助の実施主体である市町村が定めた「準要保護者」に対する援助に対して、補助を行っていたが、平成17年度のいわゆる「三位一体の改革」の際に、経済的困難により就学困難な「要保護者」に必要な最低限の援助を行なうことが必要不可欠であるから、その対象を「要保護者」に対する援助に対する補助に限られた経緯がある。 このことを踏まえ、例えば、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」においては、補助対象となる費用を明示し、経済的困難により就学困難な「要保護者」に必要な最低限の援助を行なっているところである。費用を明示しない形での交付金事業などはとてはいることから、市町村に判断する必要がある。	・実態は市町が給付した1/2を補助する修学旅行費が大半を占める状況である。また、県の裁量がない現状を踏まえ、国から直接市町村への交付金化を検討されたい。
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められており、3歳未満園についても外部搬入を認めるここと。	認定こども園の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理し搬入する方法)が認められている。 幼稚園から認定こども園との相談を受ける際、地域のニーズとして3歳未満児の受け入れを検討しているが、自園調理(厨房の設置)がハンドルとなり、認定こども園に踏み入れられないという現状がある。 3歳未満児も認定こども園に年齢別の給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に貢献することが期待できる。	就学前教育の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づく内閣府・文部科学省・厚生労働省	内閣府、文部科学省、厚生労働省	神奈川県	C 対応不可	平成25年3月に行われた「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事例」についての構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会の評価は、関係府省庁の調査において障害の除去に引き続き課題が認められたことから、「関係府省庁は、調査結果を踏まえ、上記弊害を除去するため、前回の評価意見を踏まえて作成したガイドライン等を周知・徹底し、ガイドライン等を踏まえた弊害の除去を各保育所へ求める。評価・調査委員会はそれを踏まえた保育所の状況及び子ども・子育てに関連3つの施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこと」となっています。 したがって、現時点において、3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認めるには適切ではなく、今後の評価の結論を踏まえて検討していくことが必要です。 また、公立保育所の場合は、市町村の学校給食センター等により外注する一方で、公立保育所の合併、公立保育所の増設によって可能であるのにに対し、公立保育所の場合は、より対応が可能であるとの認識から、公立保育所の増設によって、自ら有する施設、職員等ではなく、特に多忙な個別対応や配慮が必要となる3歳未満児については、搬入元と搬入先では公立保育所の場合以上に連携が必須となる。しかし、公立保育所の場合であっても、搬入元と搬入先の連携が課題として明らかになっている以上、公立保育所ではおおらか解決すべき課題が大きいことから、現時点においては、特区での対応も困難である。 これは、3歳未満児を受け入れる認定こども園についても同様である。	3歳未満児の保育に係る給食の外部搬入が認められておらず、20人以上を受入れれる場合には、調理室の設置が必要となる。 特に幼稚園から認定こども園へ移行するにあたって、調理室の設置は移行妨げとなってしまう。 国として認定こども園化を促進するといふのであれば、「新制度以降に検討」ではなく、極力早期に対応することを検討いただきたい。 28年度の評価・調査委員会の評価を踏まえての検討に固執しては、奥緊の課題である待機児童対策に重大な支障が生じるため速やかに対応すべき。 また、搬入元と搬入先の連携を課題として挙げているが、事前準備を入念に行なうことにより、解決できると考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
810	県立学校における学校評議員の委嘱権限の学校設置者から校長への変更	現行では、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うものとすること。	提案団体の提案に沿って、校長の推薦により学校設置者が行うこととされている学校評議員の委嘱について、校長が行うことも許容するべきである。			A 実施	学校教育法施行規則を平成26年度内に改正。
815	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、市町村への交付金化による事務の合理化	要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、市町村に交付する制度とすること	提案団体の提案に沿って、要保護児童生徒援助費補助金(学用品費等・医療費・学校給食費)について、交付金化し直接市町村に交付する制度とするべきである。	【全国市長会】 市町村の事務軽減を十分に考慮するとともに、適切な財政措置を講じること。		E 提案の実現に向けて対応を検討	各市町村における所要額の確保に配慮しつつ、単価の標準化を図るなどの交付金化するための仕組みを、平成28年度概算要求までに検討する。
519	認定こども園における給食の外部搬入の拡大	認定こども園の給食は、3歳以上児への給食の提供に限り外部搬入が認められているが、3歳未満園についても外部搬入を認めること。	「従るべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参照すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間にかけては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。  【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化的観点から「従るべき基準」を廃止、又は標準もしくは参照すべき基準への移行を検討すべきである。		C 対応不可	前回、回答したとおり、評価・調査委員会は保育所の状況及び子ども・子育て関連3法の施行状況等を踏まえ、平成28年度に改めて評価を行うこととされており、当該評価を経ず「3歳未満児の給食の外部搬入方式を全国的に認める」とは弊害が生じるものであり、認められない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
708	公立施設が幼保連携認定なども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)緩和	幼保連携認定なども園に認められる外部給食の提供について、満3歳児以下の園児に対する場合のみ認められる外部給食を、公立施設についてはすべての年齢の園児に対する外部給食による食事の提供を認めると、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部給入の認容事業」」の認定を受け、給食センター方式による外部給食により、0・1・2歳児の給食を提供している。子ども子育て支援新制度施行に伴い、公立の保育所及び幼稚園が幼保連携認定認定などを園に移行する際には、自園調理が義務付けられているため、当市では公立施設が幼保連携認定なども園に移行する際に必要な設備基準(自園調理)緩和	幼保連携認定なども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準 第7条の2項及び同基準第13条の1項において読み替えて準用する基準福井県施設の設備及び運営に関する基準第32条の2	内閣府、文部科学省、厚生労働省	安城市	E 提案の実現に向けて検討	公立の保育所と同様に、公立の幼保連携認定なども園における3歳未満児の食事の提供についても、特区の組みの中で、外部給食方式を認める方向で検討していく。	安城市では子ども・子育て支援事業計画にて、0・1・2歳児の量の確保策の一つとして、公立幼稚園を認定こそも園化することを考えている。ただし、現在安城市立の保育園で構造改革特区により0・1・2歳児に対する給食の外部給入方式が認められている一方で、認定なども園では認められないことにより、認定なども園への移行についての具体的検討が進められないでいる。	そこで、認定なども園において、外部給食方式で3号認定者の給食を提供できようになれば、当市の認定なども園において、3号認定者を受け入れることで、保護者にとっても選択肢が広がるため、特区の拡充により、3号認定者への給食提供を容認していただきたい。
790	認定なども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園内位置等に関する事項、「従うべき基準」とされている事項の見直し	認定なども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園内位置等に関する事項等について、「従うべき基準」とされているものについて、必要な財源を措置した上で、「従うべき基準」を見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の基準として維持するのは、土地の確保が難しい都市部では問題がある。 乳幼児の減少から、設備や職員の確保が必要となる自園調理が施設運営の大変な負担になっている施設がある。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、園舎と同一敷地内に園舎を開設することが困難な地域がある。 （改正による効果） 認定なども園における保育室面積の算定に係る規定を改めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	就学前のこどもに関する教育・保育の総合的かつ柔軟な提供の推進に関する法律第13条第2項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県	C 対応不可	子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が基準を定めるべくしてあり、保育の質的・深遠な影響がかかるものとして、從うべき基準として全国一律の標準としている。その理解の下、既存の方針を改めて推進方面へ平成20年2月15日開催の会議において、以下のとおり結論が出ており、その後の特段の事情が無く認められない。なお、「従うべき基準」を上回る基準については、現行でも認定も可能。これは、保育所に限らず、幼保連携認定なども園についても同様である。	※地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定) (抄) 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(45条2項)を、条例制定は都道府県、指定制市、中核市(ただし、公認施設、母子生活支援施設及び保育所に限る。)及び児童相談所設置市に委任する。 条例制定の基準については、医師等の職員の資格に関する基準に係る規定、配置する職員の員数に係る基準に係る規定、居室の面積に係る基準に係る規定並びに施設の利用料及びその家賃に対する利用者の防犯の規定等に係る規定は、「従うべき基準」とし、施設の利用者の数に関する規定に係る規定は、「標準」と。その他の設備及び運営に関する規定に係る規定は、「参考」とする。ただし、保育所にあっては、東京等の一部の区域に限り、待機児童解消までの一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定は、「標準」とする。	以下の点について、厚生労働省等関係府省の見解を求める。 ・平成21年度以降、少子化が深刻化し、保育の必要性が高まっていることから、国の基準を参考し、地方がそれを実情に応じて定めることができる仕組みすべき。 ・また、基準は条例で定めることから、議会の議決を要することはもちろん、新制度を踏まえ、地域における子ども・子育て支援方策については、保護者、地域の事業者や学識者等の幅広い関係者が参画する地方版子ども・子育て会議や児童福祉審議会等において議論するシステムが構築されている
75	県費自担教職員の人事柄(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲	都道府県教委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。また、県費負担教職員の給与手当、及び管理事務を行なうための必要経費確保のため財源についても移譲する。(参考)指定都市については、第4次一括法により移譲済み	少子高齢化・国際化が進む中、これまでの一画一的な施策では対応できない様々な教育課題がござり、少人学校化の更なる推進や地域の特性に応じた教職員の配置等を実現し、様々な教育ニーズに対応できる環境の整備に努めなければならない。また、人材が住民に近い立地にある市に移譲されることにより教職員の人事評価を地元に反映させることができると考える。 また、事権(任命権)これらに関する決定権が移譲される場合には、財源の確保も必须となる。具体的には、教職員の昇勤や新規教職員採用、管理職選考、懲戒・分限処分、給与手当などに係る事務を行う人材体制の構築と事務処理に係る経費の担保が必須となると考える。このように、事務処理に係る経費を担保したうえで、県費負担教職員の給与等の負担についても移譲されることで、移譲された市はより責任を持てて教職員の昇勤や管理、監督責任を果たすことができる考え方である。 なお、権限の移譲に当つては、個々の都道府県の特例条例による権限移譲ではなく、法改正による権限移譲とすることとし、移譲を希望する基礎自治体の意見を踏まえ、その権限移譲の実現を必要とする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項 第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条 公立義務教育法律の制定及び実施に関する法律 第1条 第2項 第42条 第1項 第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条 教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項 市町村立学校職員給与負担法 第1条	文部科学省	松山市	E 提案の実現に向けて検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編成基準の決定及び給与等の権限を含む。以下同じ)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務教育付帯・枠付けの第4次見直し」の開闢決定において、中核市への事務等の移譲について、「中核市は県費負担教職員の給与等の権限、教職員の人事権等の権限を市町村に移譲する。」とある。この権限移譲の実現に伴い、中核市は「権限を移譲する方向で検討を行なう。小規模市町村に含まれた関係者の理解を得て、平成25年度終了、結果が明らかになるとともに実現する。」こととされている。	この開闢決定を受けた検討を行つた「中央省審議会議会」においては、市町村への人事権等の移譲については、都道府県に人事権があることに加え、教職員を育成すべき立場にあることから、教職員の昇勤や管理を委託する権限を移譲することにより、責任と権限を一致させながらの意見があつた。一方で、離島・山間地帯では管理職の不足など広域化が必要となる状況があり、いたたいたと考へている。	本市では、移譲に向けた県との協議の中で、広域での人事交流の調整を行うようする仕組みを構築していくとともに、市町村へ移譲のための説明を行い、理解を得るために考へている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
708	公立施設が幼稚園児をもつて移行する際に必要な設備基準(自園調理)の緩和	幼保連携型認定こども園に係る省令に規定される食事の提供について、満3歳児以上の園児に対する場合にのみ認められる外部搬入を、公立施設について外埠搬入による食事の提供を認めよう。当該年齢制限を撤廃すること。	「従るべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参考すべき基準へ移行するべきである。 それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能であるはずである。 ○課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与えるべきである。 ○特区認定を受けた外埠搬入を実施していた公立保育所が民営化できなくなった支障事例もある。	E 提案の実現に向けて 対応を検討	26年度末までには対応方針をお示す。
790	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等、「従るべき基準」でされている事項の見直し	認定こども園における保育室の面積、食事の提供方法、園舎及び園庭の位置等に関する事項等について、「従るべき基準」でされているものについて、「従るべき基準」で示すべき基準へ移行するべきである。	「従るべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは参考すべき基準へ移行するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。  【全国町村会】 子どもに対する安全に配慮しつつ、効率化等の観点から「従るべき基準」を廃止し、又は標準もしくは参考すべき基準への移行を検討すべきである。	【保育士配置・居室面積基準の参酌基準】 ○次の理由から、提案の実現に向けて前向きな検討を求める。 第一次の市長会議では、地方法規による保育室面積の算定基準で決定基準であることや、規制緩和のための関係法律(の整備)に関する法律(平成23年法律第2号)、(中略)第46条の規定で、「政府は、…(中略)…新設童福祉法(中略)…並びに附則第四条の規定の施行の状況等を勘案し、これらの規定に規定する基準及びこれらの規定に基づき国との行政機関の責務が定められた場合について検討を加え、必要があると認めるときに、その結果について必要な措置を講ずるものとする」と規定されている。 東京都のように市町村保育所(認可外保育所)を懸念に増やしても待機児童が解消しないなど、既存の規制緩和を引き受けながら、新たな独自の認定保育所が高い評価を得ている実績もあることは、附則第46条に照らして「事情の変更」と言えるのではないか。 ・待機児童解消のため、認可保育所と異なる基準を持った地域型保育事業を導入することも、待機児童解消のために保育制度全般の枠組みが変わるといざな事情の変更であり、これも附則第46条が想定していることではないのか。 認可保育所における県費負担事業者に対する保育士を要する理由として「子どもによる、生活上の問題等が複雑な場合は、このより不適切と説明しているが、地域型保育事業制度において、認可保育所以外では全く保育士であることを義務付けない」ことは、説明の一貫性を欠いている。  【給食の外部搬入条件の緩和】 ○構造改革特区において課題が指摘されており、提案は認められないと主張するが、市町村が実施責任を持つ以上、(市町村の委託を受けた)私立であっても公立であっても対応は可能である。 ○課題を克服するための厳しい基準を示した上で、これを守れる施設には選択肢を与える。 ○特区認定を受けた外埠搬入を実施していた公立保育所が民営化できなくなった支障事例もある。	C 対応不可	前回、回答したとおり、子どもの健康や安全、発達の保障に直接影響を与える事項については国が最低限の基準を定めるべきである。 なお、「参照すべき基準」としている事項や、「従るべき基準」の上乗せについては、地方自治体の実情に応じて条例を制定することが可能となっている。
75	県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲	都道府県教育委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。  政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担、及び管理事務費確保のための必要経費確保のため財源についても、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。  参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方にについては、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。	【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市にはじめとする他の自治体の人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島、山間部等が採用や異動ににおいて協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手擧げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編成基準制定権等について、「手擧げ方式」による申請やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるとか。 ○そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討結果を反映する。 ○人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。  E 提案の実現に向けて 対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の問題決定を受けた検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、大規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において、人事交流の調整を行なううに仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところでいた。  したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成26年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとした。  なお、「手擧げ方式」の御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
84	県費負担教職員の人事権や学級編制基準の制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲	県費負担教職員の人事配分や学級編制に関する法律や教職員定数の制定権及び教職員定数の決定権を市に移譲する。(参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するために、人事権や学級編制基準及び教職員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。 【制度改正の必要性】 本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かい個人応援型の指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのために必要な質の高い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が求められる。 【制度改正による効果】 本市における人事権等の市への移譲により、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が求められる。 【参考】 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、市町村立学校職員給与負担法	文部科学省	和歌山市	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、中核市と県費負担教職員の給与等の負担、地元の教育行政の運営に対する権限を市町村に移譲する方針で検討を行った。小規模市町村では、教職員の給与負担率が一定以下の場合は、県費負担教職員の人事権等に係る条例による事務処理特例制度の適用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みに配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行った。小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度も算、結論がなされたものから順次実施する。Jとしている。	和歌山市としては、地方分権改革の推進者としての中核市の役割を強く意識しています。	県費負担教職員の人事権等の移譲に関しては、希望する中核市に権限を移譲する方向で検討していただきたい。
349	県費負担教職員の人事権等の移譲	・都道府県教育委員会に属する県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。 ・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。 ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市に負担する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 市町村について、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村との縛り意識が強い面がある。中核市独自の教職員研修を実施しても、委嘱した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面でも課題がある。 学級編制について、法的には各市町村の判断により柔軟な編制が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。 【制度改正の必要性】 教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行なうためには、地域に根ざした意識をも優秀な教職員の確保が必要である。 定数決定権が給与・手当等の決定権限及びその財源を伴い移譲されることにより、学校の実情に応じた定数指置や少人数学級の編制など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実が可能となる。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、市町村立学校職員給与負担法第1条	文部科学省	大分市	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、中核市と県費負担教職員の給与等の負担、地元の教育行政の運営に対する権限を市町村に移譲する方針で検討を行った。小規模市町村では、教職員の給与負担率が一定以下の場合は、県費負担教職員の人事権等に係る条例による事務処理特例制度の適用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みに配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行った。小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度も算、結論がなされたものから順次実施する。Jとしている。	特になし。	この閣議決定を受けた検討を行った中央教育審議会においては、「引き続き、小規模市町村を含む一括規模の区域や都道府県において人事交流の整備を行うように組み立構築することで検討とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。
399	県費負担職員の人事権等の移譲	公立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せて、特別区に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 現状では、人事権等が都有することや、各学校の状況を区教育委員会でまとめて一括で報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはとなっていない。(※1) 一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会・自治会)との結びつきは新たな局面を迎えていく。(※2)	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第10条	文部科学省	特別区長会	E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から特別区に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、中核市と県費負担教職員の給与等の負担、地元の教育行政の運営に対する権限を特別区に移譲する方針で検討を行った。小規模市町村では、教職員の給与負担率が一定以下の場合は、県費負担教職員の人事権等に係る条例による事務処理特例制度の適用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みに配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行った。小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度も算、結論がなされたものから順次実施する。Jとしている。	提案の実現に向けて、地方分権推進の観点から移譲に向けて検討をされたい。	また、追加の支障事例として、「服務事故を起した教職員の処分権限が東京都に事務報告書の作成、事務諮詢の手続き等で二重の処理が生じ、処分に至るまで相当な時間がかかるため、教職員への指導と懲戒処分が一貫性のないものとなっている。」ことが挙げられる。
			*その他(別記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例別紙に記載。							なお、現在、学校現場では、県費負担の事務職員と区の事務職員が混在し、同一の学校の事務職員でありながら、人事権が都と区に別れていることから、二つの人事制度により人事管理を行っており、給与制度、休眠制度、勤務時間制度等も異なるため同一職場で同一労働に従事しているものの労働条件が異なる実態がある。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		重点事項58項目について 提案募集候補専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
84	県費負担教職員の人事権や学級編制基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲	県費負担教職員の人事配定や学級編制基準制定権及び教職員定数権の在り方について、政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方にに対する権限移譲を希望する中核市に移譲すること。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【全国長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動に応じて協力し、広域で一定水準の人材が確保されるうる仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することとなる。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	【全国長会】 人事権の移譲について、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の問題決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において、人事交流の調整を行いうように仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討すること」とされたところである。	E 提案の実現に向けて 対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同)。を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の問題決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において、人事交流の調整を行いうように仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討すること」とされたところである。	
346	県費負担教職員の人事権等の移譲	・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。 ・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。 ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【全国長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動に応じて協力し、広域で一定水準の人材が確保されるうる仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を実現すべく早急に検討を行うこと。なお、検討期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	【全国長会】 人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて 対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同)。を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の問題決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において、人事交流の調整を行いうように仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討すること」とされたところである。	
399	県費負担職員の人事権等の移譲	区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せて、特別区に移譲する。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【全国長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動に応じて協力し、広域で一定水準の人材が確保されるうる仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することとなる。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。	【全国長会】 人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。	E 提案の実現に向けて 対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同)。を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の問題決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において、人事交流の調整を行いうように仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討すること」とされたところである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
43b	県費負担教職員の人事権の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について様々な財政措置を講じること。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているながら、市町村立学校教職員給与負担法により負担者が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。 県費負担教職員の不祥事等に関する法律第43条第3項の規定により、区分又は懲戒に対する事項は定めることとされ、市では懲戒処分をすることがであります。 市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。  【懸念の解消】 別紙のとおり	地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条第1項、43条第3項、58条1項	全国特例市 市長会	文部科学省 E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、中核市と県は、県費負担教職員の人事権の負担者、都道府県の負担教職員の人事権の負担者、県費負担教職員の人事権の負担者等の決定及び学級編制基準の決まり方に応じて、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調査の仕組みに配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行った。小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度を以降、絆がはられたものから順次実施している。 この閣議決定を受けた検討を行った中央教育審議会においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や路線において人材交流の調整を行なうように仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたことである。	第1次回答では「指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえて」とあるが、教職員の人事権については既に指定都市が移譲されていることや大阪府豊能地区における実績を踏まえると、給与負担の移譲の状況を待つのはなく、早急にご検討いただきたい。 また、「都道府県及び市町村の意見を御確認いただき」とあるが、提案団体が都道府県・市町村の意見集約を終えて提出するというには困難である。内容は、国において統一的に議論されたいこと、また、過去の開催事会や市長会、中核市長会等の全体会議等で、教職員の人事権等多くの要望や課題を行なっていることを踏まえると、国の責任において制度設計に対するべきである。 現状の都道府県主導の事務処理特例制度では都道府県の権限移譲に対する姿勢や移支措置に差異があることから、移譲を希望する市に等しく権限及び資源を移譲するために、法による権限移譲を求めるのである。 本提案は、「県費負担教職員の人事権の移譲」に関する検討で、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討したことである。 として、新たに制度化された「手挙げ方式」による権限移譲を求める内容となっている。これまでの国における継続的な議論に加えて、新たな「手挙げ方式」での実現可能性も含めてご検討いただきたい。		
68c	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【制度改正の経緯】 県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定、学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るための関係法律の整備」に関する法律(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることになった。  【制度改正の要旨】 市町村の教職員給与の人事権と給与負担は一致すべきであることから、特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を確実化するため、規則による事務処理の特例制度により人事権を移譲した市町村に対してでも、各都道府県と同様の取扱いがなされ、教職員の人事権を移譲した市町村に対しても市道府県と同様の取扱いがなされる。 【制度改正の効果】 義務教育の実施主体である市町の責任と権限が明確になる。 給与や勤務条件を独自に決定できることにより、地域の実情に応じた特色ある教育を行なうための人材を確保する事ができる。	市町村立学校職員給与負担法(5条) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(1条)	大阪府	文部科学省 E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、中核市と県は、県費負担教職員の人事権の負担者、都道府県の負担教職員の人事権の負担者、県費負担教職員の人事権の負担者等の決定及び学級編制基準の決まり方に応じて、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調査の仕組みに配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行った。小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度を以降、絆がはられたものから順次実施している。 この閣議決定を受けた検討を行った中央教育審議会においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や路線において人材交流の調整を行なうように仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたことである。	人事権を有しない市町村への人事権等の移譲について、実現に向けて対応を検討することだが、大阪府では、小規模市町村における教職員の入材確保等の問題を考慮したうえで、一定規模の生徒数や教職員数が得られるプロトコルにて人事権を移譲することとしている。この考え方で、人事権を移譲した豊能地区3市町村においては、法定協議会による事務の共同処理や、教員選用考査の共同実施などにより教職員人事行政の運営に支障は生じていない。 については、このような対応がなされたうえで、すでに条例による事務処理の特例制度を活用し事務をやいている市町に対しては、指定都市と同様に給与等の負担の移譲が早急にならざるべである。		
96c	県費負担教職員人事権の移譲 教職員の定数決定権 学級編制基準制定権 定数・学級編制基準定数決定権の移譲	教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に移譲権が移譲されておりが、実績を踏まえていくことで、人事権の高揚を図るという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されるとともに、地域に根ざして、後発校の材料育成、教職員の給与等決定権と給与負担は一致すべきであり、また、学級編制基準制定権及び教職員定数決定権の移譲も併せて求めるものである。 (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	【支障事例】 英語の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他の市町に異動することがあり、研修の成果が地域の教育に還元できない。市町の教職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でながら、処罰の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、教職員の処分と整合しない場合がある。 中学生に入学する不容易な生徒が多いため、その対応として中を35人学級にいたと考へても、県の方針に従わなければならないので、この方針で進めることができない。 市町に多くの児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国语に堪能な日本語教師ができる教員の配置が十分ではない。 後発校の材料育成が進むなど、教職員の給与等決定権と給与負担は一致すべきであり、移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数決定権の移譲も併せて求めるものである。 【懸念の解消】 人事異動が広域性が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教育活動の充実につながるものである。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 市町村立学校職員給与負担法	中核市市長会	文部科学省 E 提案の実現に向けて対応を検討	小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、中核市と県は、県費負担教職員の人事権の負担者、都道府県の負担教職員の人事権の負担者、県費負担教職員の人事権の負担者等の決定及び学級編制基準の決まり方に応じて、事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調査の仕組みに配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行った。小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度を以降、絆がはられたものから順次実施している。 この閣議決定を受けた検討を行った中央教育審議会においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や路線において人材交流の調整を行なうように仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたことである。	県費負担教職員の人事権等について、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討するとしているが、これまでの検討過程において全て中核市一律での移譲を前提としていることで移譲が進まないのではないかと考える。地方分権改革を進め移譲を実現するためには、選択的に移譲する「手挙げ方式」の活用も必要であり、中核市長会としても、「手挙げ方式で希望する中核市への移譲を提案したものである。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
438	県費負担教職員の人事権等の市への移譲	県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方にについて、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。  (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	<p>【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動について協力し、広域で一定水準の人が確保されるうな仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することだが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することとなる。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行ふこと。</p> <p>○人事交流の仕組みの構策について、今後どのように検討を進めか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事業処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における適用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を含めていくこと。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事業処理特例制度の活用を推進すべきではないか。</p>	<p>【全国長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動について協力し、広域で一定水準の人が確保されるうな仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することだが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することとなる。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行ふこと。</p> <p>○人事交流の仕組みの構策について、今後どのように検討を進めか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事業処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における適用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を含めていくこと。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事業処理特例制度の活用を推進すべきではないか。</p>	E 提案の実現に向けて 対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けた検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行ふうに仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。</p> <p>なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事業処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。</p>	
688	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲  (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	<p>【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動について協力し、広域で一定水準の人が確保されるうな仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することだが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することとなる。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行ふこと。</p> <p>○人事交流の仕組みの構策について、今後どのように検討を進めか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事業処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における適用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を含めていくこと。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事業処理特例制度の活用を推進すべきではないか。</p>	<p>【全国長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動について協力し、広域で一定水準の人が確保されるうな仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することだが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することとなる。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行ふこと。</p> <p>○人事交流の仕組みの構策について、今後どのように検討を進めか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事業処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における適用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を含めていくこと。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事業処理特例制度の活用を推進すべきではないか。</p>	E 提案の実現に向けて 対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権者と給与負担者は一致するのが望ましいが、現行法上、県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けた検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行ふうに仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。</p> <p>なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事業処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。</p>	
968	県費負担教職員の人事権等の移譲 教職員定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲 教職員の給与等決定権の移譲	教職員の人事権等を都道府県から中核市へ移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修修習が移譲されていて、異動によりその効果を活かしきれいにやる意図の高揚を感じるという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されても、地域にまたがる教職員の人事権の移譲が容易に構築される。また、給与等決定権は、政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方にについて、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。  (参考) 指定都市については、第4次一括法により移譲済み	<p>【全国市長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動について協力し、広域で一定水準の人が確保されるうな仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することだが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することとなる。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行ふこと。</p> <p>○人事交流の仕組みの構策について、今後どのように検討を進めか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事業処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における適用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を含めていくこと。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事業処理特例制度の活用を推進すべきではないか。</p>	<p>【全国長会】 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都道府県・山間部等が採用や異動について協力し、広域で一定水準の人が確保されるうな仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と述べられている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することだが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現することとなる。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行ふこと。</p> <p>○人事交流の仕組みの構策について、今後どのように検討を進めか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。 ○事業処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における適用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を含めていくこと。 ○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事業処理特例制度の活用を推進すべきではないか。</p>	E 提案の実現に向けて 対応を検討	<p>小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けた検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行ふうに仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。</p> <p>したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。</p> <p>なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事業処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
77	認定こども園の認定による事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととなり、認定こども園以外の認定こども園に係る認可についても中核市の所管とされています。	【制度改正の経緯】 現在の都道府県の所管である認定こども園の認定に関する事務の内、子ども・子育て支援新制度における改正後の「就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な事務の推進に関する法律」において、幼保連携型認定こども園については、中核市が行うこととなり、平成26年3月28日事務処理規則により他の類似の認定こども園については、地方自治法第252条の17の2、3により条例の定めるとおり市町村が処理することができるようになつた。 【具体的な支障事例等制度改正の必要性】 事務の執行者として、市町村から給付を受ける施設に対する認可申請の対象となることで、市町村が行うこととなる。認定こども園に係る認定の対象部分があり、一括して行う方が、事業者も施設も扱うのが、周辺市町村などは、統一して活用することにはならないと考えられ、返って事業者は複数の認定となることになると思われる。 【権限移譲の具体的な効果】 条例によれば、権限移譲を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがあり、認定こども園に係る事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども園の普及を図ることが可能となる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進に関する法律第3条第1項	内閣府、文部科学省、厚生労働省	松山市	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。」 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定) (抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」が発せられてから9ヶ月が経過し、条例制定により権限移譲を検討・実施している自治体も出てきていると思われるため、実態を把握したうえで、指定都市までに限定せず、中核市への移譲の検討を進めてもらいたい。	
429	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定による権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定による認定権限申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の幼稚園の保育所等の「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に付与され、認定権限者としての権限が現行の都道府県へ移譲される。認定権限者としては、児童福祉法上の認可権限は指定都市が有するにもかかわらず、認定こども園としての認定権限は現行の都道府県が持つものである。そのため、事業者は都道府県と指定都市の両方に手続きを行わなければならず煩雑である。 子ども・子育て支援新制度では、地域の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	指定都市市長会	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。」 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定) (抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	幼保連携型認定こども園の認可権限が移譲されることからも分かるように、認定こども園関係の事務を実行する能力が指定都市に備わっているという事実は、国においても当然に認知されているものと考える。そのため、認定こども園に係る事務実行能力を類型ごとに区別して捉えるべきではなく、むしろ、近接性の原理や補完性の原則に照らせば、基礎自治体でもある指定都市が一括して処理すべきである。 また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定こども園の類型により認定申請の窓口が異なることは適切ではなく、特に、都道府県の枠を超えて広域での事業展開が増えていく現状において、当該道府県への指定都市の有無により窓口が異なることは混乱を招く要因となる。 条例による事務処理特例制度は、認定が整った場合においても道府県の条例で定める方法で認定することから前倒しの安定性は、不十分である。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、急いで権限移譲する必要がある。 また、事務処理特例制度これまでの短い期間で(3分の1)の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めるなど全体の半数を超えており、施行状況を踏まえて移譲の検討がなされるということであるが、実際の移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールが具体的に示されるべきである。	
666	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定権限を指定都市に移譲する。	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の幼稚園の保育所等の「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道府県に付与され、類型によって認定権限者が異なることになる。 そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が一括的に実施することができない。待機児解消に向けた需給調整等の地域の実情に応じた計画的な施策が実施できない。 また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかかる移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることにについて分かりにくいとの指摘がある。このことについても大蔵省と共通認識。 【制度改正の必要性】 住民に身近で高度な専門能力を有し子育てや教育に関する広範な事務を実施している指定都市が、認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。 なお、まずは事務処理特例の活用状況を踏まえて権限移譲を進めているう2段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一律に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものと考える。	就学前の子どもに関する教育、保育等の統合的な提供の推進に関する法律第3条等	内閣府、文部科学省、厚生労働省	堺市、大阪府	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。」 ※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定) (抄) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	幼保連携型認定こども園の認可権限が移譲されることからも分かるように、認定こども園関係の事務を実行する能力が指定都市に備わっているという事実は、国においても当然に認知されているものと考える。そのため、認定こども園に係る事務実行能力を類型ごとに区別して捉えるべきではなく、むしろ、近接性の原理や補完性の原則に照らせば、基礎自治体でもある指定都市が一括して処理すべきである。 また、認定こども園を設置・運営する事業者にとって、認定こども園の類型により認定申請の窓口が異なることは適切ではなく、特に、都道府県の枠を超えて広域での事業展開が増えていく現状において、当該道府県への指定都市の有無により窓口が異なることは混乱を招く要因となる。 条例による事務処理特例制度は、認定が整った場合においても道府県の条例で定める方法で認定することから前倒しの安定性は、不十分である。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、急いで権限移譲する必要がある。 また、事務処理特例制度これまでの短い期間で(3分の1)の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めるなど全体の半数を超えており、施行状況を踏まえて移譲の検討がなされるということであるが、実際の移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールが具体的に示されるべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
771	認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度では、幼保連携型認定こども園の認定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認可については、中核市の所管とされない。	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき。	【全国市長会】 中核市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更大的な混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)を参考し、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と中核市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。
422	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の認定に係る権限の移譲	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更大的な混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。
666	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限の移譲	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定権限を指定都市に移譲する。	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更大的な混乱を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲をすることは可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答		
862	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	「子ども子育て支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定範囲内に複数園が認定されることとなるが、「幼稚園事業者」、「保育所型」、「地方裁量型」の認定こども園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をもくじくなる。類型を超えた子ども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。	就学前教育の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条	内閣府、文部科学省、厚生労働省	さいたま市	C 対応不可	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、地方自治体に対し、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、現行制度においても条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨通知しているところ。当該閣議決定において、「条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえることとされており、現時点で一律に権限委譲を行うことは困難である。※「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)(抄)幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る以下の事務・権限については、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。	条例による事務処理特例制度による移譲の状況として、すでに3分の1の指定都市で適用が決まっており、さらに道府県と協議中の市まで含めると全体の半数を超えている。このような状況を踏まえ、早期に法定移譲に向けた検討を進めていただきたい。また、実際に移譲の検討がなされるために必要な検討課題やその解決に向けたスケジュールを具体的に示していただきたい。 [参考]条例による事務処理特例の活用が決定している指定都市 7市 条例による事務処理特例の活用に向け協議中の指定都市 6市（全20市中）	
44	市町村立学校の教職員の見直し	市町村立学校の教職員の加配について、実態に即した配置が行えるよう、加配要件の大括り化を行なべき。	【制度改正の必要性】 加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。しかしながら、学校が抱える課題は様々であり、課題解決に必要な教職員定数は、市町村や都道府県など、地域によって大きく変わることがあるが、加配要件ごとに定数が決められていることにより、必要な定数が錯綜できないものもある。 【支障事例】 例えば、少人数指導に係る加配定数は、ほんざい小学校全校に一配置できるよう、加配要件の大括り化を行うべき。 教員配置を実現するためには、特別支援教育者の数を超過する場合、部分的な教員配置を全体の中で実現する形を取る、より地域の実態に則してできるだけ教員配置を実現するべきである。昨年調査などでは、通常学級に在籍する児童障害児などの児童生徒に対する対応や、職務遂行能力を十分に発揮できない職員（事務職員等）への対応など、既存の加配要件では対応が困難な課題が増加している。 【求める措置内容】 このようなことから、現行の加配要件に縛られずに、学校や市町村が抱える個々の課題に柔軟な対応ができるよう、加配要件の大括り化が必要である。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第7条第2項、第15条 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第2条、第5条	文部科学省	愛知県	D 現行規定により対応可能	加配定数については、平成15年度に「児童生徒支援加配」、平成23年度に「特別支援教育加配」の大括り化を行なったところである。また、従来より加配定数の公示後における加配区分間の配分変更についても、各都道府県の要望を最大限踏まえた柔軟な対応しているところである。 なお、「職務遂行能力を十分に発揮できない職員（事務職員等）への対応」においては加配措置との関係が不明であるが、仮に事務職員等について、教員等に係る改善指導に相当する長期の研修を受講させる際の代替職員の加配措置を想定しているのであれば、そもそも別の加配定数として措置すべきのではなく、対応できない。 意見なし		
57	全国一律の学級編制の基準緩和	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、学級あたりの児童生徒数の上限が定められているが、地域の実情の応じた工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	【支障事例】 学級編制の標準を定める義務標準法において、教育委員会がその定められた数を下回る数を学級編制の基準とすることが可能としているが、上回る数を定めた余地がないため、この基準を超える場合は学級の分割が必要となる。このため、国が1学級あたりの児童・生徒数と一緒に引き下げていくと、教員数が大幅に増加していくこととなる。 【制度改正の必要性】 本県では、域内の児童生徒は減少傾向にあるものの、教員の年齢構成が不均一であり、当面は大量採用が見込まれているため、採用試験倍率を含めた優秀な教員の確保が大きな課題の一つである。また、現在、学校では、いじめ、教育委員会自らの判断により、課題に応じた分野や地域・学校に人材を重点配置するなど、地域性に応じた教職員の活用が期待できる。 このため、学校設置者が学校の実情に応じて強力的な学級編制を行なうため、都道府県が定める学級編制基準を柔軟に設定できるようにすることが課題となっている。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条第2項	文部科学省	神奈川県	C 対応不可	義務標準法における国の学級編制の標準は、義務教育の機会均等と水準確保の観点から、義務教育の妥当な規範と内容を全国として全国的に保証するものとして定められているものであり、その上で都道府県教育委員会が定める学級編制の基準については、国の標準を下回る数を定める場合のみ許容されており、国の標準を上回る数を定めることは適切ではない。	公立学校における1学級あたりの児童生徒数の基準については、地域ごとに課題が多様化・複雑化しているため、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法の趣旨に則った上で柔軟に地方が対応できるように、廃止又は条例に委託するべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
362	「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限の移譲	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権限を市に移譲する	指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲へときてある。 それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとして、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を見直すことすべき。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	子ども・子育て支援新制度の施行を平成27年4月に控え、現在、自治体・事業者ともに準備に追われている状況である。このような状況の中で、認定こども園に係る窓口を変更することは、事業者に更大的混亂を招き、新制度の施行準備及び円滑な施行に支障が生じることから、現時点で一律に権限移譲を行うことはできない。 一律の権限移譲については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえて検討する必要があるが、現行制度においても、都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲することは可能である。
44	市町村立学校の教職員の加配要件の見直し	市町村立学校の教職員の加配要件について、実態に即して柔軟に対応するため、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう、加配要件の大括り化を行うべき。	加配教職員定数は、施行令において加配要件が定められており、これに基づき加配要件ごとの定数が都道府県別に決められている。学校が抱える課題は様々であり、課題解決にあたる定数は市町村や都道府県など、地域によって大きく変わることもあるが、加配要件ごとの定数が統一されていることにより、必要な教職員がいる場合のみ、加配要件に該当する。このように柔軟に対応するため、加配要件に捕らわれずに、学校や市町村がかかる個々の課題に柔軟な対応ができるような制度への見直しが必要である。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行うことを求められる。	【全国市長会】 所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で確認を行い、提案の実現に向けて、十分な検討を行なうことを。  D 現行規定により対応可能		D 現行規定により対応可能	加配定数については、平成15年度に「児童生徒支援加配」、平成23年度に「特別支援教育加配」の大括り化を行ったところである。また、從来より加配定数の内示後における加配区分間の配分変更についても、各都道府県の要望を踏まえた柔軟な対応しているところであり、引き続き柔軟な対応を行ってまいりたい。
574	全国一律の学級編制の基準緩和	公立学校における学級編制を定める義務標準法により、「学級あたりの児童生徒数の基準については、都道府県が定めらるべきである。」と規定されているが、地域の実情の応じた工夫により上下させる柔軟な対応ができるような措置を求める。	公立学校における1学級あたりの児童生徒数の基準については、都道府県が定めらるべきである。また、義務標準法第3条第2項ただし書き、「教育の全国的な機会均等に反する」とともに、教育水準の低下を国として許容することになり容認できない。		C 対応不可		御提案のように国が定める学級編制の標準の数よりも多い人数で「都道府県が学級編制の基準を定めること」は、現行法では認められておらず(義務標準法第3条第2項ただし書き)、教育の全国的な機会均等に反するとともに、教育水準の低下を国として許容することになり容認できない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
655	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準の見直しについて	【制度改正の必要性】 少子化が急速に進み、小規模校の複式学級の増加が全国的に広がる傾向にある。特に北海道や日本海側の道県ではその傾向がさらに強い状況である。学校は地元の文化的、社会的、あるいは歴史的中核であることから、複式学級を嫌っての無理な学級の統廃合により地域が衰退していくことが懸念される。 【具体的な支障事例】 ①異なる学年での授業で教室で1人の教師が複数の学年を指導するため、他の学年の子どもたちは自らの体制をどうするか悩む。特に算数や国語などの子どもたる学年を含むものには、児童の数の合計数が「六人以下である場合」を市町村と同じ「八人以下」とすること。 ②指導する教師によって異なる学年を見同時に指導しなければならないため負担が多く、つまずきを持った子どもの指導ができないことも多くなる。 ③低学年など、特に手のかかる時期の子どもにとっては、同一の学年で構成されているない学級では心の安定が困難である。 【実現した場合の効果】 地域の人々、保護者、行政が上記のような複式学級の支障事例により、子どもたちの学力低下を招くことにならないと懸念している。提案の実現によつて上記のような問題点は解消される。	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令にあらわす。市町村教育委員会の責任と判断で都道府県教育委員会が定める学級編成の基準よりも厚い学級編成を実施することが可能である。	文部科学省	加茂市	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、学校の設置者である市町村教育委員会の責任と判断で都道府県教育委員会が定める学級編成の基準よりも厚い学級編成を実施することが可能である。 1. 全国の公立義務教育諸学校に適用される義務標準法に定める複式学級に係る学級編成の標準については、これまで段階的に引下げて実施してきたところであり、今後も国の財政負担等を勘案しつつ、必要な検討を行ってまいりたいとしてされることには、まことに有難いことであります。感謝申し上げます。 現在の小学校の標準十六人は、三十人以下学級を指向する現在の趨勢に合わないものであり、ぜひとも早急な引き下げをお願い申し上げます。 2. 「市町村教育委員会の責任と判断で都道府県教育委員会が定める学級編成の基準よりも厚い学級編成を実施することが可能である」とあります。が、市町村教育委員会が厚い学級編成を実施しようとしても、市町村立小・中学校の教員の給与は、県が負担するので、県の同意が必要であり、実現困難であります。従って、法律で標準を下ることにより、県に義務付けることが必要であります。 (なお、市町村立小中学校の設置者は、市町村長であって、教育委員会ではありません。)			
870	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弾力化	【支障事例】 現在本市では、独自のスクールアシスタンなどの施策を充実させ、少人数学級と少人数指導のそれぞれの良さを取り入れ、少人数で指導する効果を最大限に生かしながら、「日本一の教育都市・さいたま市」の実現に努めている。しかし、国においては、平成26年度予算の概算要求において、「世界トップレベルの学力・観察意識を育むための教師力・学力向上7ヵ年戦略」(H28.3.30)にて、文部科学省は、少人数教育の推進など教職員等指導体制の整備を挙げて、少人数教育の推進については予算計上に至っておらず、学級編成の標準の見直しが困難であります。 今後、基礎学力の向上と習熟度別学習など、個に応じたきめ細かな指導を実現し、いじめ等の学校教育上の課題等に適切に対応するために、教職員定数の改革が不可欠である。そのため、学級編制の標準を強力化し、一定の枠組みの中で地域の実情に合わせた標準の設定を可能とする制度の見直しが必要であると考える。	義務標準法に定める学級編制の標準において、少人数指導を推進するため、定員組合の中の地元の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条、第4条	文部科学省	さいたま市	D 現行規定により対応可能	平成23年の義務標準法の改正により、学級編制に関する都道府県教育委員会の関与が見直され、市町村立義務教育諸学校の学級編制について市町村教育委員会から都道府県教育委員会への同意を要する旨の議論の義務付けを廃止され、事後の届出制となるとともに、都道府県教育委員会が定める公立の義務教育諸学校の学級編制の基準について、いじめ等の学校教育上の課題等の改善策として、少人数教育の標準としての基準として位置づけてある。地域の実情を踏まえた学級編制が可能となるところである。 なお、学級編制に係る権限は、平成29年春を目指して、指定都市が所在する都道府県から指定都市に移譲される予定である(関係法令は第4次分科一括法で改正済み)。		
335	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から官民共創局へ移管する所を可能とする規制緩和	【支障事例】 文化振興を図る観点から、博物館及び美術館を知事部局において処理しているが、博物館法等の規定があるため、やむを得ず事務委任や事務補助執行で対応している。このため、本未知事務の責任の下、事務を行いたいところ、制度上は、当該事務の執行に対する知事に権限がなく、事務部局の補助職員(部長)が、教育委員会の指揮命令の下事務を行なわざるを得ないといった問題がある。 【制度改正の必要性】 公立の博物館・図書館は、博物館法・図書館法等において、社会教育を行う施設として教育委員会が所管することが規定されているが、昨今では、社会教育の視点にとどまらず、文化振興や観光振興などの目的も兼ね備えた施設として位置づけられ、地域資源として効果的に活用を図る取り組みが進められている。こうしたことから、法律により全国一律で教育委員会が所管することを定める必要性は薄かれている。	全国一律で教育委員会が所管することを定めることなく、条例で所管部局を決定できるように制度改正すべき。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び32条 博物館法第19条 図書館法第13条	文部科学省	群馬県	C 対応不可	図書館、博物館等の設置・管理を含めた社会教育行政の所管については、昨年、中央教育審議会において意見募集や公聴会を通じて議論された。その際、全国民を対象としたパブリックコメントを通じて意見募集や公聴会を通じて幅広く意見聽取を行い、最終的には平成25年12月13日に「今後の地方教育行政の在り方について」がまとめられた。その上で、「社会教育についても、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる各種事業は、学校における教育活動と同様に人格形成に直接影響を与えるものであり、対象が成人であったとしても、その内容には政治的中立性の確保が必要であり、教育行政部局が担当するものとして存続すべきである」との結論が出たところであり、これらの経緯につき、ご理解頂きたい。 次の点から制度改正の検討を進めるべきと考える。 ①左記提案は、公民館、図書館等の社会教育施設で行われる事業と内容について言及したものであり、施設の管理そのものについて言及したものではない。 ②首長部局が施設を含む社会教育行政を補助執行したり、社会教育施設に類似した施設を運営する例が増加しており、法律と実態が乖離している。 ③どのような組織をいかなる組織構造の下でどのように配置するかということは、地方自治の本質にかかわる問題であるとともに、社会教育施設を運営する機関の運営方法を決めるものである。 ④政治的中立性の確保についても、博物館及び図書館はともに公の施設であることから住民の利用を通じて監視や、法定の博物館協議会及び図書館協議会の監視機能の充実などにより、十分に可能である。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
656	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の見直しについて	公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律施行令における規定に、小学校の二の学年の児童で編成する学級の基準(小学校の引き続二つの学年(第一学年を含むものを除く)の児童の数の合計數が十六人以下である場合)を中学校と同じ八人以下とすること。	公立学校における1学級あたりの児童生徒数の基準については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止又は条例に委任するべきである。 それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 教育活動が保障されるよう定数措置を行うこと。		D 現行規定により対応可能	現行制度においても、学校の設置者である市町村が学級編制を行う権限を有しており、市町村の責任と判断で都道府県が定める学級編制の基準よりも手厚い学級編制を実施することが可能である。 また、複式学級による学級編制の標準については、これまで段階的に引下げを実施してきたところであり、平成27年度概算要求においても新たな教職員定数改善計画(案)を策定し、その中で、複式学級編制の標準の引き下げを要求しているところである。 平成18年度より市町村が教職員給与費を負担することにより、独自に教職員を任用することも可能であり、市町村が同時に教職員を任用し、独自に複式学級の消解を行うことが可能である。
870	学級編制の標準について、地域の実情に合わせた弹性化	義務標準法で定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するための教職員の組み入れ等の地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	義務標準法で定める学級編制の標準において、少人数教育を推進するための教職員の組み入れ等の地域の実情に合わせた学級編制を可能にすることを求める。	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	第1次回答のとおり。
335	博物館・図書館の設置・運営主体を教育委員会から国・都道府県へ移管する可能性とする規制緩和	全国一律で教育委員会が所管することを定めることなく、条例で所管部局を決めるように制度改正すべきです。	博物館・図書館について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重すること。		E 提案の実現に向けて対応を検討	ご提案要望の実現に向けては、法制度上、整理すべき論点が様々あることから、実現方策について、検討することとした。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
377	社会教育に関する事務を教育委員会から長部局へ移管することを可能とする規制緩和	図書館法、博物館法により、図書館、博物館は教育委員会の所管とされているが、この場合に図書館、博物館の所管を長部局へ移管する場合は地方法に基づく条例により決めるべきであるようにすること。	【支障】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、文化に関すること(文化財の保護に関することを除く)は、条例の定めによることにより、首長が管理・執行にあたることを禁じている。一方、図書館及び博物館は社会教育機関とされ、個別法令により教育委員会の所管とされていることから、文化に関する事務を長部局へ移管する場合は、教育委員会の責任が問われる可能性もある。 【要件】 社会教育行政は、地域づくりや福祉、青少年の健全育成など首長部局との関連の相談・援助の実施や地方版子とも、子育て会議への幼稚園関係者の参画をめざしてある。現行、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園との連携で円滑な運営が求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという制度の目的を実現していくためにも、さらなる関係強化が不可。 私立学校的設置認可や学校法の設立に関する認可など、私立各種学校に関する重要な権限を、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条、24条、24条の2(平成25年改正施行後、それぞれ21条、22条、23条)、 図書館法第13条、15条、博物館法第19条、21条	文部科学省 九州地方知事会	C 対応不可	図書館、博物館等の設置・管理を含めた社会教育行政の所管については、昨年、中央教育審議会において開催者を交え、議論された。その際、全国民を対象としたパブリックコメントを通じ、意見募集や全国知事会等の地方三団体を含む様々な団体からアピール等を通じて幅広い意見収集を行い、最終的には平成25年12月13日に「今後の地方教育行政の方針について」とまとめられた。その中で、「社会教育についても、図書館、図書館等の社会教育施設で行われるものの目録による監視の「制度」しみもあり、また、法定の博物館協議会等の位置づけをより明確化すること等により確保できるものと考えている。 教育の政治的中立性の確保については、議会のチェック機能や監査委員制度の他、地域課題に対する住民との協働を通じ住民の参画がある等、住民の目標による監視の「制度」しみもあり、また、法定の博物館協議会等の位置づけをより明確化すること等により確保できるものと考えている。 個別的な社会教育活動を一層促進する観点から、引き続き議論いただきることが必要と考えている。			
421	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲		【制度改正を要とする理由】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは、自治体における事業者の相談・支援体制の構築や地方版子とも、子育て会議等への幼稚園関係者の参加をめざしてある。現行、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園との連携で円滑な運営が求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するという制度の目的を実現していくためにも、さらなる関係強化が不可。 私立学校的設置・認可や学校法の設立に関する認可など、私立各種学校に関する重要な権限を、私立学校審議会の設置権限を、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	学校教育法第4条第1項第3号、 私立学校法第4条第1項第2号、第8条第1項、第9条第1項 私立学校振興助成法第9条	文部科学省 指定都市市長会	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受け入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置権限等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助金、私立学校行政に係る事務について、所轄行政部局が主体的に認可判断を行っている。 一方、私立幼稚園の設置認可などを私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけではなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならず、事務コストの面でも懸念がある。 私立学校行政中の一部切り出しによる懸念があることだが、今回の提案は、子ども・子育て支援新制度への移行で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。	子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市も質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する必要があることに加え、子ども・子育て支援法による給付を受ける幼稚園についても、指定都市が給付及び指導を行うこととなるため、設置認可権限が都道府県に残る場合、二重行政となり、これを避ける必要がある。 また、国をあげて要望であるが、市域内の保育所と私立幼稚園とを包括的に定員管理すること等により、問題の改善が大いに期待できる。 近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要のことであるが、都市部においては、当該市内からの通園がほとんどであり、当該地域ににおける幼児児童に係る需要動向を最も詳細に把握している基礎自治体であることを考慮すると、都道府県が主体的に認可判断を行なうことが最も利用者のニーズに沿った結果を出すものと考える。また、広域での調整については、都道府県や当該市町村との情報共有・調整等を緊密に行なうことで、十分に足りるものと考える。		
661	私立幼稚園の設置認可権限の移譲	都道府県がもつ私立幼稚園の設置認可権限を指定都市に移譲する。	【制度改正の必要性】 子ども・子育て支援新制度の導入に向けて、国からは自治体における事業者の相談・支援体制の構築や地方版子とも、子育て会議等への幼稚園関係者の参加をめざしてある。また、説明、相談、意向調査の実施など、市と私立幼稚園が密接な関係を築くことが求められている。今後、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するといふ子ども・子育て支援新制度の目的を実現していくためにも、さらなる関係強化が必要。 【支障事例】 また私立幼稚園の運営実態や施設設備面の詳細な情報を市が把握できていないため、待機児童対応に向けた幼保一体化等の迅速な取組の推進に支障がある。事業者側からも、子ども・子育て支援新制度に係る権限が市と府にまたがっていることについて、分かりにくとの指摘がある。	学校教育法第4条第1項第3号他	文部科学省 堺市、大阪府	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受け入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校(高校以下)の設置権限等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助金、私立学校行政に係る事務について、所轄行政部局が主体的に認可判断を行っている。 一方、私立幼稚園の設置認可などを私立学校行政に係る事務の一部を切り出して指定都市に委譲した場合、都道府県だけではなく、指定都市においても私立学校行政を担う組織を新たに設けなければならない、事務コストの面でも懸念がある。 また、子ども・子育て支援新制度への移行で幼稚園に様々な不安が生じているところ、権限委譲により新制度の円滑な施行に支障が生じるおそれがある。	子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市も質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する必要があることに加え、子ども・子育て支援法による給付を受ける幼稚園に対しては、指定都市が給付及び指導を行なうため、設置認可権限が都道府県に残る場合、二重行政となり、これを避ける必要がある。 また、国をあげて要望であるが、市域内の保育所と私立幼稚園とを包括的に定員管理すること等により、問題の改善が大いに期待できる。 近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要のことであるが、都市部においては、当該市内からの通園がほとんどであり、当該地域ににおける幼児児童に係る需要動向を最も詳細に把握している基礎自治体であることを考慮すると、都道府県が主体的に認可判断を行なうことが最も利用者のニーズに沿った結果を出すものと考える。また、広域での調整については、都道府県や当該市町村との情報共有・調整等を緊密に行なうことで、十分に足りるものと考える。 これら、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供するといふ新制度の趣旨、指定都市の事務能力、住民・利用者のニーズを踏まえ、従来の私立学校行政の枠にとらわれない制度の見直しを求めるものである。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
377	社会教育に関する事務を教育委員会から都道府県へ移管することを可能とする規制緩和	図書館法、博物館法により、図書館・博物館は教育委員会の所管とされていること。因此、図書館・博物館の所管を、団長、教育委員会のいずれとするかは地政行為に基づく条例により決めることができるようにすること。	博物館、図書館について、教育委員会が所管するか、長が所管するかは、地方公共団体が判断できるようにするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重すること。	E 提案の実現に向けての対応を検討	ご提案要望の実現に向けては、法制度上、整理すべき論点が様々あることから、実現方策について、検討することとした。	
421	私立幼稚園の設置認可等権限の移譲	私立幼稚園の設置認可権限、私立学校審議会の設置権限、運営指導・補助金交付権限を、現行の都道府県から指定都市へ移譲する	私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一體的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	C 対応不可	現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置停止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、新潟府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 また、本年7月に実施した「私立幼稚園」(認定こども園を含む)の子ども、子育て支援新制度への移行に関する意向調査では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に委譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。	
667	私立幼稚園の設置認可権限の移譲	都道府県がもつ私立幼稚園の設置認可権限を指定都市に移譲する。	私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一體的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	C 対応不可	現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置停止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、新潟府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。 また、本年7月に実施した「私立幼稚園」(認定こども園を含む)の子ども、子育て支援新制度への移行に関する意向調査では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に委譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
677	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在都道府県が行っている「私立幼稚園の認可」必要な答申を審議する「審議委員会」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を、指定都市に移譲	<b>[支障事例]</b> 保育所待機児童ゼロに向けた取組の継続に向け、幼稚園を貴重な保育資源として充実を進めているが、私立幼稚園における長時間の預かり保育の充実を進めているが、私立幼稚園に係る事務・権限が都道府県にあたっており、都道府県との調整が必要な状況である等、資源を有効に活用できていない。 具体的には、東日本大震災直後の預かり保育の実施について、早急な対応が求められる中、制度の運営から引き継ぎ実施してもらうよう協力要請する方針で市町にて打ち出されたが、日中の教育時間にかかることは県の所轄であるため、調整を行ふ必要が生じ、幼稚園への周知に時間を要した。	学校教育法第4条、私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条	文部科学省	横浜市	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼稚児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校（高校以下）の設置運営等の事務は校法人の設立認可、解散命令、学校法に対する補助等、私立学校行政に係る事務については、校法人による運営等、私立学校行政に係る事務については、市町内からの通知がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している基礎的主体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考える。 また、子ども・子育て支援法による給付を受ける幼稚園に對しては、指定都市が給付及び指導を行うこととなるため、このまま設置認可権限が都道府県に残る場合、二重行政となり、コストも含め、効率的な業務の執行上、課題が発生する。 【近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要】とのことであるが、私立学校に對しては、指定都市・都道府県が意思疎通を十分に図ることで、広域的な視点での認可判断を行うことは十分に可能であり、住民に身近な視点での認可判断が必要である。	「近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要」とのことであるが、私立学校に對しては、指定都市・都道府県が意思疎通を十分に図ることで、広域的な視点での認可判断を行うことは十分に可能であり、住民に身近な視点での認可判断が必要である。
707	私立幼稚園の設置認可・指導にかかる権限移譲	私立幼稚園にかかる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	子育て支援や教育等、市民生活に直結する事務事業については、基礎自治体が地域の実情に合わせた行政サービスを提供する必要がある。 具体的には、「認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限並びに財源を移譲し、認可にかかる窓口の一元化を図るべきである。	私立学校法第3条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条他	文部科学省	大阪市、大阪府	C 対応不可	私立学校については、市町村内外から幼児児童生徒を受入れ、就学することが想定されており、認可にあたっては、近隣市町村の幼稚児童生徒数や需要動向を踏まえるなど、近隣市町村との調整や広域的な視点での認可判断が必要である。 現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、私立学校（高校以下）の設置運営等の事務は校法人の設立認可、解散命令、学校法に対する補助等、私立学校行政に係る事務については、校法人による運営等、私立学校行政に係る事務については、市町内からの通知がほとんどであり、当該地域における幼児児童に係る需要動向を最も把握している基礎的主体である指定都市が主体的に認可判断を行うことが、むしろ住民・利用者のニーズに迅速かつ的確に対応できるものと考える。 また、子ども・子育て支援法による給付を受ける幼稚園に對しては、指定都市が給付及び指導を行うこととなるため、このまま設置認可権限が都道府県に残る場合、二重行政となり、コストも含め、効率的な業務の執行上、課題が発生する。 私立学校においては、市町村内外から児童生徒を受け入れるための広域的な視点が必要との判断については、一定理解はできるものの、私立幼稚園については、大多数の児童がそれぞれの生活圏内である市町村内の幼稚園に就園している実態がある。（平成25年度就園奨励費補助金等実績、市内私立幼稚園就園率約93%）	私立学校においては、市町村内外から児童生徒を受け入れるための広域的な視点が必要との判断については、一定理解はできるものの、私立幼稚園については、大多数の児童がそれぞれの生活圏内である市町村内の幼稚園に就園している実態がある。（平成25年度就園奨励費補助金等実績、市内私立幼稚園就園率約93%）
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言・報告微収、立入検査権限と都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	<b>[必要性]エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの供給に關し、国の施策に並じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する義務を有す」とこととされています。地方公共団体は、本規則に基づき、特に地盤として取り組むべきエネルギーの使用の合理化(省エネルギー)の促進「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。 これらの取組みをより効果的なものとするため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、特定事業者等に対する指導・助言・報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。</b> <b>[具体的な効果]地方公共団体においては、省エネルギー促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することができます。また、指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となってしまう。例えば、本県においては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、「エネルギー多消費事業者の情報を把握し、これら事業者に対する省エネ診断の活用を指導・助言することが可能となるれば、地域内におけるエネルギー使用の合理化が大幅に進むことが期待される。</b> <b>[効果的な取組みとするための工夫]「求める措置の具体的な内容」にあわせて、当該法令に基づき園において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組みとができる。</b>	エネルギーの使用の合理化に関する法律第6条、第53条、第60条、第67条、第87条	経済産業省、農林水産省、国土交通省、警察庁、金融庁、税務署、財務省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	C 対応不可	昨年度、検討過程における全国知事会からの回答として、一の都道府県で充実する特定事業者等に対する指導・助言・報告微収・立入検査に関する権限の受け入れが困難である旨が示されている。 昨年度検討されたのは「全国一律・一齊の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一齊の権限移譲ではなく、希望する自治体への権限移譲であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。	昨年度検討されたのは「全国一律・一齊の権限移譲」であるが、全国知事会と各府省の見解が一致せず、権限移譲が実現しなかったものである。本年度の提案は、全国一律・一齊の権限移譲ではなく、希望する自治体への権限移譲であり、昨年度の結論をもって拒否することは不適切と考える。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
675	私立幼稚園の認可権限等の移譲	現在都道府県が行っている私立幼稚園の認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立学校への「連絡指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を、指定都市に移譲	私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一體的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置停止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ていた。また、本年7月に実施した「私立幼稚園（認定こども園を含む）の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する（検討中を含む）と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に委譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。
707	私立幼稚園の設置認可・指導にかかる権限移譲	私立幼稚園にかかる設置認可、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、指導及び補助金交付の権限・財源を指定都市に移譲	私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一體的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置停止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ていた。また、本年7月に実施した「私立幼稚園（認定こども園を含む）の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する（検討中を含む）と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において一律に私立幼稚園の認可権限を指定都市に委譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導、監査、報告微収、立入検査等の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告微収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	・指導・助言、報告微収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全国一律の制度化に向け、問題点等を検証するために、手続き方式や社会実験による実現を検討するべきである。 ・自治事務に区分されるものと考えられたため、国による指導権は原則認められず、また、基準の設定については、義務付け・枠付けのメリクマールの範囲内とすべき。 ・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告微収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することを目的とし、海外から安定的に燃料を輸入する策と、燃料資源を有効に利用するための策策として構成されている。後者の策策が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。 2. 国は省エネ法の目的で「エネルギーの使用の合理化を総合的に推進する」として、「事業者全般的な状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。このため、国の指示欄の行使及び統一的な基準に基づく運用は必要である。 3. また、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画の提出等の権限は、原則として都道府県に移譲し、事業者全般的な状況を把握し勘案した上での事務を実施するところ不可能となる。 4. さらに、省エネ法では、事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っているところであるが、今回の九州知事会の提案のように、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者は複数の都道府県に立入検査等の権限を持たなければならぬこととなり、法の趣旨に反する。そのため、検査の対象のより細かい範囲を認めず自治体毎に異なる運用が行われた場合は特に、事業者の混乱を招く恐れがある。また、自らの管内に本社がある事業者が有する他自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。 5. 加えて、手続き方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の意見のよう国内の指示権を認めない場合は、対象事業者の範囲に閉じてしまう当該事業者全般的な状況を踏まえた対応が困難であり、法目的の達成が困難となる。 6. 以上のことから、移譲の対象とはできない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
897	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介すに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改めて逆に企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象・補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 【方針移管を求める理由】 県が把握する地域の事業等を反映させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築によって地域文化の活性化をより一層促すためには、補助を県に移管する必要がある。	文化芸術振興費補助金(地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ)交付要綱	文部科学省(文化庁)	埼玉県	C 対応不可	本事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、我が国を代表するような音楽祭、美術展等を開催する地方公共団体や、特色ある優れた取組により国全体又は周辺地域にも幅広く影響が及ぶような文化事業を実施する地方公共団体を支援するものである。  このため、本事業は地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもの、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。  我が国の文化芸術振興の観点から、全國の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。  また本事業には、都道府県も、市町村と同様に応募することができる。仮に都道府県に移譲した場合には、市町村にとては競争相手にある都道府県が補助を決定する仕組みとなり、審い支障が生じる。	「地域発・文化芸術創造発信イニシアチブ」事業の目的は、文化芸術活動、古典に親しむ活動等を活性化させ、地域文化の再生やコミュニティの再構築、ひいては地域の活性化を促すことにある。  上記目的達成のために必要なことは、全国的な視点ではなく、都道府県の実情を反映することができる地方の視点である。都道府県や市町村の文化芸術振興が日本の文化芸術振興に寄与するため、全国の応募案件を一括して審査する必要性ではなく、地域毎で審査することにより本来の目的を十分に果たすことができる。  また、都道府県と市町村が広募できる仕組みであっても、都道府県と市町村が連携を図ることで、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能であるため、審い支障が生じることはないと考える。	
898	劇場・音楽堂等活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介すに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改めて逆に実施するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象・補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興・支援するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【方針移管を求める理由】 県が把握する地域の事業等を反映させ、地域コミュニティの創造と再生をより一層推進していくためには、補助を県に移管する必要がある。	・「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき、我が国ハッピーベルの劇場・音楽堂等や地域の実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割の劇場・音楽堂等を支援するものである。  このため、本事業は地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもの、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。  我が国の実演芸術振興の観点から、全國の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。  また本事業には、都道府県が設置する劇場・音楽堂等についても、市町村や民間が設置する劇場・音楽堂等と同様に応募することができる。仮に都道府県に移譲した場合には、市町村や民間にとては競争相手となる都道府県が補助を決定する仕組みとなり、審い支障が生じる。	文部科学省(文化庁)	埼玉県	C 対応不可	本事業は、「文化芸術振興基本法」及び「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき、我が国ハッピーベルの劇場・音楽堂等や地域の実演芸術の振興を牽引するリーダー的役割の劇場・音楽堂等を支援するものである。  このため、本事業は地域に均一に配分するのではなく、全国的な視点のもの、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。  我が国の実演芸術振興の観点から、全國の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。  また本事業には、都道府県が設置する劇場・音楽堂等についても、市町村や民間が設置する劇場・音楽堂等と同様に応募することができる。仮に都道府県に移譲した場合には、市町村や民間にとては競争相手となる都道府県が補助を決定する仕組みとなり、審い支障が生じる。	劇場・音楽堂等活性化事業の目的は、劇場・音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るとともに、地域のコミュニティーの創造と再生を推進することにある。  上記目的達成のために必要なことは、全国的な視点ではなく、都道府県の実情を反映することができる地方の視点である。都道府県や市町村の文化芸術振興が日本の文化芸術振興に寄与するため、全国の応募案件を一括して審査する必要性ではなく、地域毎で審査することにより本来の目的を十分に果たすことができる。  また、都道府県と市町村が広募できる仕組みであっても、都道府県と市町村が連携を図ることで、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが可能であるため、審い支障が生じることはないと考える。	
899	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介すに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改めて逆に実施するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象・補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 については、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興・支援するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【方針移管を求める理由】 県が把握する地域の事業等を反映させ、地域の情報等を確保する必要がある。 さらに、県に移管することで地域間バランスの確保や業務の迅速化が図れる。	伝統文化親子教室事業費補助要綱	文部科学省(文化庁)	埼玉県	C 対応不可	伝統文化親子教室事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、民俗芸能、工芸技術、華道、茶道などの日本全国もしくは地域固有の多種多様な伝統文化・生活文化を保護・扶持するための法律であります。補助金等は都道府県を主とする直接事業者等に対して行なわれています。(平成26年度採択件数:3,316件、うち埼玉県内の件数:93件)。  本事業については、上記のような事業の性質を踏まえ、地方に一律に配分するのではなく、全国的な視点のもの、外部有識者による審査を経て採択を行っているところ。 我が国の文化芸術振興の観点から、全國の応募案件を一括して審査することが必要であり、地域毎の審査では目的を十分に果たすことができないため、都道府県に移譲することはできない。  また本事業には、都道府県が設置する劇場・音楽堂等についても、市町村や民間が設置する劇場・音楽堂等と同様に応募することができる。仮に都道府県に移譲した場合には、市町村や民間にとては競争相手となる都道府県が補助を決定する仕組みとなり、審い支障が生じる。	伝統文化親子教室事業の目的は、次代を担う子供たちが親とともに、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、茶道、茶道などの伝統文化・生活文化に関する知識の習得・理解、実践的・継続的・体験・修得できる機会を提供する取組に対して行なうことにより、伝統文化・生活文化の継承・発展と、子供たちの豊かな人間性の涵養に資することにある。  上記目的達成のために必要なことは、全国的な視点ではなく、都道府県の実情を反映することができる地方の視点である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
897	地域発・文化芸術創造発信イニシアチブに関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち地域発・文化芸術創造発信イニシアチブについて、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	本事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、国として、①全国レベル・国際レベルの優れた取組、②地方公共団体の枠を超えて周辺地域にも幅広く実施効果が及ぶる期待される取組、③他の地方公共団体のモデルとなるような先進的な取組等を支援するものであり、同内容の取組の検査について地域によって差が生じることのないよう都道府県が実施する取組や市町村が実施する取組も全国的な視点から一括して審査・採択を行うことが必要であることから、都道府県に財源・権限を移譲することはできない。  E 提案の実現に向けて対応を検討することは本事業の趣旨にむかなうものであり、たとえば市町村が取組を実施することは本事業の趣旨にむかなうものであり、たとえば市町村が都道府県と連携した事業を計画していることが審査に反映されるよう応募書類を変更するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう事業の改善を図ることとする。
898	劇場・音楽堂等の活性化事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち劇場・音楽堂等活性化事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	本事業は、「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」に基づき、国として、我が国のトップレベルの劇場・音楽堂等や東洋芸術の振興を牽引するリーダー的役割を果たす劇場・音楽堂等を支援するものであり、都道府県設置の劇場・音楽堂等も市町村や民間が設置する劇場・音楽堂等と比較して全国的な視点から一括して審査・採択を行うことが必要であることから、都道府県に財源・権限を移譲することはできない。  E 提案の実現に向けて対応を検討
899	伝統文化親子教室事業に関する事務について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち伝統文化親子教室事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。		E 提案の実現に向けて対応を検討	本事業は、「文化芸術振興基本法」に基づき、民俗芸能・工芸技術・華道・茶道などの日本全国にいは地域固有の多種多様な伝統文化・生活文化を対象として支援を行っており、また、同内容の取組のほほについて地域によって差が生じることのないよう全国的な視点から審査・採択を行うことが必要であることから、都道府県に財源・権限を移譲することはできないが、都道府県が実施する文化活動等に係る新たな取組が実施されることが予想されるが、本事業の趣旨にむかなうものがあり、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう応募書類を変更するなど、地方の実情をより反映した取組が採択されるよう改善を図ることとする。